

平成 27 年第 4 回
笠置町議会定例会会議録
(第 2 号)

平成 27 年 12 月 17 日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成27年12月17日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成27年12月17日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成27年12月17日 14時46分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向井 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	4 番	西 村 典 夫		5 番	瀧 口 一 弥		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成27年第4回笠置町議会会議録

平成27年12月10日～平成27年12月17日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

平成27年12月17日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成27年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

6番議員、西岡良祐君の発言を許します。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

それでは、私は3項目について一般質問をさせていただきます。

まず1項目としまして、笠置町創生総合戦略について。

これは、9月議会でも質問いたしましたけれども、その継続ということでさせていただきます。

笠置町は生き残りをかけた戦略をとということでやってきているわけではありますが、まず1点目、11月に総合戦略（案）の概要版を町民に提示されました。そして、それについていろんな町民の意見を求められたところでもあります。これで上がってきた意見なり要望、そういうものは何件ほどあって、それをどういうふうに今検討されたのか。そしてまた、創生委員会等でそれは検討されたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから2点目、これは同じく創生事業の中で京都府がやっている京都府事業の駅再生計画、これの連携はとられていると思いますけれども、この計画は11月を目途にやるということで報道もされていきましたので、その辺の策定はできたのか。そして、その内容はどのようなものになったのかについてお伺いしたいと思います。

それから3点目、これはもう12月の時期ではありますので、来年度の予算要求時期でもあります。そういう意味から、実施施策及び事業の絞り込みはできているのか。来年度、特にこういう主要なことをやっていくというところまでの絞り込みができているのか。その3点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。おはようございます。

西岡議員の御質問ですが、私のほうからは1番目の戦略に対する件と3点目の来年度の予算、施策についてお答えさせていただきます。

11月の広報で住民の方々に概要版ということをお送りさせていただきました、同時に町のホームページにも人口ビジョンとあわせて総合戦略を掲載させていただいております。結果といたしましては、住民の方からは9件の御意見をいただいております。これは、全て紙ベースでいただきまして、ホームページを見てメールで返信というものはありませんでしたが、住民の方からは9件、それから議会の議員さんの中でおまとめいただいた意見が合計8件でいただいております。この部分につきましては、11月30日に開催いたしました創生委員会の中で全ての意見を提示させていただいております。御意見やら要望のありましたものは全て提示させていただいた中で、その件についてのお話もさせていただいております。御意見の中には、総合戦略の中にもものせている意見についての賛成の御意見をいただいたり、こういうものを加えたらどうかという御意見もありましたので、そちらについては総合戦略で取り組む事業と、それから一般の事業になるものもありましたので、そこらはちょっと区別しながら採択させていただきたいなと思っております。もちろん、いただいた御意見全てについて実施できるものでもありませんので、そこらは委員会の中であつたり庁舎の中での打ち合わせ会議の中で取捨選択させていただきながらまとめていきたいなと思っております。

3点目の施策のほうなんですけれども、この御意見なりをいただきながら、今、当初予算の要望を各課からいただいているところです。今回の骨格予算にもなりますことから、京都府さんと連携した事業とか既存の事業については継続というところで当初予算には上げさせていただくんですけれども、新規の事業につきましては、当初予算というよりも次の肉づけとなります予算のほうで反映させていただきたいなと思っております。というところで、答弁とさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

私のほうから、2番目の京都府駅再生事業の策定の進捗状況等の御質問についてお答えさせていただきます。

一部、11月をめどにということで、京都府の駅再生アクションプランというものを策定しておりました。現状で申しますと、中間案は今、京都府のホームページにアップされてお

ます。最終案に向けて現在最終調整中ございまして、今のところ内部的には21日に最終案を京都府のホームページで上げるというふう聞いてございまして、それをもって決定ということになるかと思っております。

その内容につきましては、一定、笠置町にも連携をとられてございまして、細かな内容まで御説明、11月13日にいただきまして、それはちょっとまだそういう事情で公表できないということになっております。その内容でございますが、中間案で発表されております内容でございますが、当然、駅再生というのは乗降客の利便性向上というのは目的とするところでございますが、それだけではなしに、まちの再生事業、いわゆる駅利用者だけじゃなしに、まちづくりの拠点となるような駅再生事業を目指しておられるというふうなことで計画をされております。概要の説明は以上で終わります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

来年度に反映する事業の絞り込みですけれども、継続であったりというやつは入れていくけれども、骨格となるんで、新規的なやつは考えてないという答弁でしたね。ということは、この総合戦略の中で具体的な事業等計画されていますけれども、それで新しく出てきたやつはまだ予算には反映しないということよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

反映しないというか、5年間で実施する事業を、今回概要版のほうにも総合戦略の中にも上げておりますので、28年度当初から実施する、また29年度ということもありますし、28年度途中から実施できる事業については、新しい事業についてもそこでのせていきたいなど、計上させていただくことを考えています。

先ほども議員のほうからもおっしゃっていただきましたように、今回、骨格になりますので、まるっきり新規となるものについてはこれからの検討といいますか、のせないということではありませんけれども、4月からでもどうしても必要やと、京都府からとの調整もあり、それから補助金の関係もありますので、必要やというものについては当初予算でものせる場合も考えられると思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

わかりました。一応必要なものは上げていくけれども、その以降については28年度、29年度という形になると、こういうことですね。はい、わかりました。

それと、ちょっともう1点、お伺いしたいんですけども、地方創生の京都府事業としての中で、先ほど駅再生計画、これは9月議会でもお尋ねしましたけれども、ちょっとこれ、新しく得た情報なんですけれども、創生商店街の決定ということで、これ、府が何かやっている事業です。その意味が、商店街創生センターが重点的に支援を行い、商店街の特性や歴史等を踏まえた重点テーマに対応した活性化モデルを創出する創生商店街について下記のとおり5商店街を選考、決定したということで、これ府は何かやっておられるみたいですね。5商店街の中に笠置駅前商店街というのがのっておるんですね。これは当然、当町としても聞いておられると思うんですけども、これの今、当町の取り組みについてどういうふうになっているのかちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの西岡議員の質問でございますけれども、その事業に対しまして、商工会のほうから京都府のほうへ申請されています。そして、そのモデル地区に決定されるのが年明けの1月ごろに決定されるということで今、聞いているところでございます。今の段階ではそういったところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、6番、西岡です。

結局あれですか。商工会がこれは申請をしてやっているということで、具体的な申請内容はどうか。ここに今書かれているのは、商店街の空き店舗について、周辺観光施設等、JR笠置駅、日帰り温泉いこいですね。それから笠置のキャンプ場、これと連携し、観光客にお金を落としてもらえる店舗の誘致を目指すということが書かれていますけれども、こういうことは商工会でこういうことを考えてくれているということですか。そうであるなら、うちの総合戦略の中に、今、商工会の会長も創生委員には入ってやってもらっているんやから、そういうことは連携がちゃんととれているんですか、これ。それで、こういうことを商工会が出しているんやったら、当然、町としても知っているわけでしょう。知らなかったんですか、これは。そしたら、うちの全体像の中に、4項目について具体的な案をやっているわけですけども、これの中に、どこに入っているんですか、こういうことは。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 皆さんおはようございます。

西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、笠置町商店街のこの事業につきましては、笠置町商工会が中心になり、この重点テーマを挙げられたということでございます。町といたしましても、先行型事業の中で駅前開発等やっております、その関連の中での一つの事業になってこようかとも思います。これは、商工会単独の事業として一応出されているようでございますが、笠置町のいわゆる創生先行型の中の事業の一つでもあるという理解をいただいたら結構かとも思います。笠置町の先行型事業の中では、笠置駅のトイレの開発ですとか商店街の空き家対策、それからコンテナの購入ですとか、そういったことについて現在、町も進めているところでございますので、そういった事業とあわせて、こういった事業も考えていければいいのではないかなと私は考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

今、町長おっしゃられたように、当然、関連して考えておられると思うんですけども、先ほどの駅前の再生計画についても、それからこの商店街の問題についても、やっぱり笠置町も同じように考えているわけやから、関連は当然持たせていかんとあかんと思っています。そやから、この総合戦略の笠置町の中にそういう項目も入れてもらって、その中でこれは京都府事業としてやってもらっているやつやというようなことで、横断的にやっぱり考えていってもらわんと、縦割りでやっていくと、これは商工会がやっているものやというようなことではやっぱりあかんと思うんですよ。だから、その辺、ちょっと京都府で事業としてやってもらうやつも、ここへ同じように、この項目の中へ入れてもらって、これは京都府事業としてやってもらっているやつやというようなただし書きを入れてもうてもええけども、そういうふうに入れてもうていったら漏れとか連携漏れすることがなくなると思いますので、その辺をちょっと私、要望しておきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、2項目めの質問に移ります。

2点目としましては、来年度予算編成方針についてお伺いいたします。

今、12月になり、予算編成時期に来ておるわけですけども、まず1点目として、予算編成時期に来ておりますが、予算編成方針ですね、これは毎年、方針を立てられて、徹底して予算編成に当たっておられると思うんですけども、各課にもう既に徹底され、横断的な連携とれるような予算編成をやっておられるのか、その点について1点お伺いします。

それと2点目、前年度3月でしたか、地域防災計画というのが新しく改定いたしましたつ

くられました。その中で、防災施設の整備計画がいろいろと上がっております。これは、来年度一遍に全部できるような内容ではなかったと思うんですけども、年度予算時期として来年度の予算にどういう形で反映していこうとされているのか、その点についてお伺いします。

それから3点目は、これは先ほども出ましたけれども、来年度は骨格予算でいくということですが、その骨格予算の範囲というか、先ほど新規のやつは来年度に持っていかどうかそういう話、出ていますけれども、どこまでをあれされているのか。というのは、これは私は町長の任期が3月ということで選挙も今度ありますけれども、町の事業というか、そういうものはやっぱり継続してやっついていかないと、町長がかわったから違う方向でまたころっと変わっていくと、それも有り得るでしょうけれども、やっぱり基本的なものは継続してやっついていかないと、1年のまたブランクが起こってくると思いますので、その辺、どの辺までを範囲を骨格と考えるのか。それで、予算要求等については、今回骨格でいっておいたら、新しい予算については1年間、府とか国は進んでいますわね、それで。それに乗りおくれるというようなことはないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

来年度の予算の編成方針ですけれども、11月13日付で各課長に対しては予算の編成方針を通知させていただいております。財政的にも厳しいのはもちろんありますので、歳入に見合った歳出というところで、26年度決算を上回らないような予算をつくるようにというところで、大きな前提で各課通知させていただいております。

すみません、3番のほうの3点目でお伺いさせていただきました骨格とも関連してきますので、ちょっと先にそれとあわせてお答えさせていただきますと、おっしゃっていただきましたように、3月で町長の任期満了いたします。本年度は骨格予算、その骨格予算については今までやってきた事業につきましては、そのまま継続した事業で当初予算から計上させていただきます。それから、先ほどの創生総合戦略の中でもありました新規の事業となるものにつきましては、も含めて新規の事業となるものはこれから政治的な判断も必要となることから、次回の補正予算で対応させていただくということになります。ただ、先ほど駅の再生プランとか京都府と連携させていただかないといけない事業、それから既にもう決まっております事業につきましては当初予算から計上というところになります。

その後の、肉づけ予算というんですけれども、6月の補正でいくのか、それから4月に入ってすぐに臨時議会をするのかというのは、また次、町長選終わった後、4月始まってから、そこらは調整させていただきながらどちらかでいうところになります。国とか府とかの補助金のこともあります、継続の分につきしても国、府はもちろん上げさせていただきますので対象となりますが、先ほど言いましたように創生につきまして関連している事業で、当初から上げてほしいという京都府からのものがありますのは、当初予算で上げる必要が出てくるかと。駅のことでもそうですし、それ以外の分でも出てくるかなと思っております。

今後、先ほど総合戦略の中での事業の話でも触れさせていただきましたように、当初予算が出てきた、要望が出てきましたら、そこら新規になるのか継続になるのかですみ分けをどうか区切りをつけさせてもらいたいなと思っております。

もう一つ、2点目でお伺いいただきました防災計画の中での件ですが、こちらも当初で計上させていただくものというのも継続しているものについてはあるんですけれども、おっしゃっていただきましたように、例えば地区の集会所の耐震の診断やったり改修やったりというものは一度にはできませんので、年次計画を立てた中で、これも肉づけ予算の中で対応させていただきたいなと思っております。

ことは、移動系の防災無線機の更新の時期が来ておまして、そちらについては今、見積書をとっているんですけれども、これは、それこそ府との補助金の関係もありますので、更新の時期が年度内にあるということもありますので、当初予算に上げさせていただく可能性もあるということでお含みおきいただきたいと思っております。それ以外につきましては、次のできるだけ肉づけとなる予算の中で対応できたらと、新規についてはそういう中で対応できたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

補正でもっていったら、当然府や国も補正いう形になるわけやね。そやから、当初予算で要望できなかったやつは、補正で上げていったら来年度回しになるとか、そういうことではないんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

ほかの事業でもそうですけれども、当初予算に上げてないといけないというものもあるんですけれども、例えば補助金申請をするときに、確約書というものもつける場合もあるんで

す。次期定例会に計上予定ですかというものもありますので、そこらは国、府から当初予算に上がってないからだめですというのは余りないと思われま。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、西岡です。

それと、編成方針ですね。これ、各課に徹底されたということでしたけれども、これは各課ごとにやられているのか、あるいは課長会議とかそういう中でこういうことを徹底されているのか。というのは、去年もちょっと問題出た町道の拡幅のことなんかでも、やっぱり横断的にみんながわかってやんと抜けが出てくるんで、そういう意味でやられているのか。これは、縦割り言うたら悪いけれども、各課ごとに町長が指示しているのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま西岡議員の質問にお答えします。

予算編成方針案につきましては、町長のほうから一斉に各課長のほうに、平成28年度の予算編成方針案はこういうことでつくれということで通告をいたします。ただ、その際には細かい点まではなかなか町長のほうでは言いません。今、国の流れ、動向を、今こういう状況にある。今、高循環型な経済をつくるに当たって、笠置町ではこういう予算編成方針をつくってはどうか。ただし、笠置町の財政もこういう状況であるので、十分、いつも西岡議員がおっしゃる国・府の補助金等も注視しながら予算編成方針案を立てようよということになっております。

各課長に流して、各課長から課員に当然流れていくと思います。そこで、各課員なり課長が予算を要求書をまとめた後、一部ヒアリングということで総務財政課長のほうが行いまして、最終的に懸案事項等々につきましては町長査定を行う。これが流れでございます。よって、予算編成方針等については、各課長及び課員は見ていると私は認識をしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、西岡です。

もう1点、ちょっとお伺いしておきます。

防災計画の中で、去年も各区を回られていろいろ要望、意見を聞いておられます。でき上がった防災計画の中の、第5節、各区の防災上の課題ということで、南部区とそれから北部区、ここで、常時河川の水位状況の確認がとれるよう整備を行う、こういうふうとうたわれ

ているんですけれども、これは多分、木津川の水位の状況がわかるようにしてほしいという要望やったと思うんですよ。今、笠置テレビの11チャンネルで、木津川の南岸とそれから沈み橋、飛鳥路のあの橋の状況を常時テレビで映していますね。あれを利用して、ちょっと照明とかそういうものを考慮して、水位がテレビ11チャンネルつけたら木津川の水位状況がどの辺まで上がってきたというのをわかるようにしてくれという要望やったと思うんですけれども、そういうのと、それから災害時の連絡体制の確立を図る必要があるとかうたわれていますけれども、これは多分、台風18号のときやったと思うんですけれども、深夜やっただから一応河川の放流警報はついてはいますけれども、夜で雨が降っておったら戸締まりしているんで全然聞こえないというようなことで、ダム放流警報なんかを防災無線で言うてもらえるようにしてもらえないかという要望も多分あったと思うんですけれども、そういうことについて、今年度の予算の中にそういうことを組み入れていこうと考えておられるのかどうか、その点、ちょっとお伺いしたいわけです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、各地区回らせていただいた課題については防災計画の中にもものせさせていただきます。河川の情報につきましては、笠置テレビで映るようにはなっておりますが、照明とかについては今後ちょっと考えさせていただきたいと思っております。南部区の白砂川については京都府が設置しているカメラもありまして、こちらはちょっとホームページからしか見られないというところはあるんですけれども、それもありますというところで終わってしまったというか、京都府のカメラを町としては活用させていただいたというところになっています。

連絡体制ですが、おっしゃったように、深夜でしたので町の放送も、もちろん避難警報とかそういうものについては深夜も何も問わず入れないといけないと思っております。ただ、河川の情報でそこまでの国道を越えるとかという危険な状態でなかったもので、夜間に対しては前回も入れておりませんでした。余り深夜に流すと、危険である場合は流して、慌てられることが危険である場合は控えさせていただきますけれども、必要な場合はもちろん、笠置町は防災無線を整備しておりますので、それは流させていただくところで担当のほうとも確認しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、西岡です。

その2つの件については、一応考慮してください。また、テレビせっかくあるんやから、有効に使うのにそれだけ余り予算的にも違うのかなと思いますので、安心・安全ですので、この防災計画を立てられるときには、これから自助が大事やと。自分の安全は自分で守るんやということを考えてくれということも多分おっしゃっていたと思うんですけども、その自助をやっていこうとしたら、やっぱり公助でそういう情報はちゃんと与えられるように考えていくのが公助やないかと思いますので、その辺のところ、ひとつよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、3項目めに質問移ります。

3つ目は、笠置町移住促進事業の現状についてであります。

これは、前回も聞いたと思うんですけども、移住促進の進捗状況、前年度北部区のほうで3件ありました。今年度、多分南部区で1件あって、1件が予定があるというような話を聞いておいたと思うんですけども、その辺の状況はそれ以後どうなっているのか。

それから2点目、北部区の現状については、3件来られて1件はもう既に転籍されております。これは、笠置町内へ移られたんで、人口的には笠置は減っていないんですけども、もう1件が来年の3月までやいうことを聞いております。区として、隣組としてのつき合いも一応3月までは区費等々ももらっておるんですけども、そういうことで、最近全然顔も見ないのでわからんのですけれども、3月でまた出ていかれるそうです、どうも聞いているところは。こういうことで、笠置町の要綱、ここにうたわれておったやつがあるのですけれども、10年以内に住宅として活用しなくなったときということで決められておりますけれども、例えば1年で出ていくのと3年間おって出ていくのと、その精算方法等はどういうふうに決められているのか、その点についてお伺いします。

それと3点目は、補助対象をIターンだけでなくUターンにも含めるよう何回も要望しております。地方総合戦略の中でもUターンということもここへ掲げてもらっていますけれども、その辺の検討結果、方向性、Uターンも含めるという形で改正していつもらえるのかどうかです。その3点についてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

まず、1点目の移住促進の進捗ということでございますけれども、現状といたしまして、移住者の申し込み件数ですけれども、今、11名の方、申し込んでいただいております。そ

れと、空き家登録していただいているのが5件でございます。それと、現に移住していただいておりますのは、現在では3件でございます。それと、移住促進計画でございますけれども、作成いただいております地区につきましては3地区という状況でございます。

それと、補助金の返還についてですけれども、例えば移住して住んでいただいた方が転出した場合であっても、その物件を移住者向けの住宅として新たに移住者を受け入れるための住宅として引き続いて活用する場合には補助金の返還は不要ということです。それと、これは京都府にも確認をいたしました、厳密には要件として定めるものはないということですが、空き家として放置されたり、最初から別荘的な活用を目的とする相手方に売却するなど本事業の趣旨にそぐわないといえますか、利用目的となった場合には補助金の返還が生じることがあるということで、回収は設置した対象物の耐用年数を考慮して算出することになるであろうということ京都府のほうからも確認をさせていただきました。

それと、3つ目の質問でございますが、方向性といたしましては、三世同居、それとIターン、Uターン者への住宅取得、改修費用の補助制度を創生事業の中で考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

進捗状況やけれども、入居希望者が11名、空き家登録が5件ということが現状ですけれども、ほんなら足らんわけですわね、空き家が。足らん分をどうしようと思っておられるんですか。6名足らんのかな。6名の人にできるまで待ってくれ言うて返事されているのか、どういう状況なんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家の登録件数が5件ということでございますけれども、登録していただけるようにこれからもお願い等、PR等をしていきたいと思っておりますし、既に11件の方に対しまして、これまで物件の情報を全ての方にお知らせをして、そしてその物件も見に来ていただいております。その中で、ほとんどの方が家庭菜園等、ちょっと畑とかそういったものがついているところを望まれている方がほとんどのような状況で、それで物件を見ていただいたんですけれどもニーズに合わないといえますか、そういったことで移住してもらったところまではいってないんですけれども、そういったところで、これからももっともっとPR等もしていかなければならないし、京都府の委託職員で、京都府の移住促進コンシェルジュという人がおられるんですけれども、その方からもいろいろこれまでも

情報をいただいたり、連携した中で進めておるところでございますけれども、登録していただく件数をふやしていくということの、こちらとしても活動をしていかなければならないと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

PRとか空き家を探していくというのはようわかっておるんです。だから、私いつも言うてますけれども、PDCAを回してもらって、今ちょっと言わはったけれども、農園つきということを要望しておられる人が多いということやけれども、それやったら農地のついたような空き家を探すとか、その辺の対策を打たんと、いつまでたっても空き家は5件で入居者の希望者のほうが多いというようなことになるんで、それで今年度か何か、空き家の荷物をおさめる収納庫を買うとかいう予想をしてあるわな。これ、使えるんですか、買う要請をして買うようになっておるけれども。だから、PDCAを回してもらって、どこを対策せなあかんのか、その辺をよう検討していただきたいと思います。これは要望しておきます。

それと、補助金の問題ですね。補助金の返納の問題ですけれども、これもちょっとようわからんのやけれども、ここの要綱に書かれているのは、起算して10年以内に当該住宅を移住者用の住宅として活用しなくなったときというのは、これはどういうことを言うんですか。これは、借りて、移住者が、改修した人が出ていったら、即これに該当するんじゃないんですか、これ。家主のことを書いてあるんじゃないでしょう、これ。家主のやつは別に流動化何か対策いうことで、あれはもう返還せんでもええというふうに初めからなっていましたわね。この移住者に支払う補助金というのは、移住者が住まなくなったら当然、これに該当になるんじゃないんですか。移住者が出ていったのに移住者用の住宅として活用しなくなったいうことじゃないんですか。その辺の見解はどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 移住者が例えば2年、3年で出ていっても、その後、その住宅が引き続いて移住者を受け入れる住宅としてそのまま継続する場合、それとまた移住者を受け入れるための募集等をしていれば補助金の返還が生じないということとなっています。要するに、一度補助金を受けていただいたんですけれども、その住宅が途中で移住者向けの住宅、例えば空き家バンクから外すという中であれば返還が生じてくるんですけれども、そのまま継続して移住者を受け入れる場合については補助金の返還は生じてこないということとなっております。ちょっとややこしい移住者と所有者との関係があるんですけれども、その辺も

京都府からも補助金をいただいているので、京都府のほうにも確認をさせていただいたんですけれども、京都府のほうの見解もそういったこととなっているんです。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） ちょっと何か意味がよう理解できませんけれども、要するにほんならあれですか、初めから移住者に渡さんとこれは家主に補助金を出したらええんやな、そしたら。移住者は1年で出ていったと、そやけれどもその家の持ち主は、家主は移住者用の住宅として貸しますよという気持ちであったら、これは返してもらわんでもええと、こういうことや。そういう理解なのか。ちょっと何か腑に落ちないんだけども。

家主用に10万円ですか、あれは家具とか何やら後片づけするために必要やいうことで出しますわね。それはそれでよろしいわな。物事が発生したときにそれを片づける費用として要るんやから、補助したるといふことやからええと思うんですけれども、これはどうも移住者に補助金を出しているんやから、移住者が出ていったときにはいふことにせないとおかしいと思うんやけれども、そういう見解ということですか。

それと、もう一点、移住で申請するときには何年間は入りますいふようなそういう約束はないんですか、これは。どうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 移住者に対しての何年というそういった定めは特にしていません。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、わかりました。

そういう単年度で出られないように、ほんまはしていかなあかんのやけれども、残念ながら、今、北部区のほうでは現状はそんなところですよ。

それと、3点目をお願いしておいたUターンの問題、それからもう1点、府のほうでは多分入っていたと思うんですけれども、三世帯同居やなしに隣接住宅か何かいう項目もあったと思うんですけれども、その辺もできたら入れてもらえるようお願いしたいと思います。そういうことでお願いしておいて、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

7 番議員、石田春子さんの発言を許します。

7 番（石田春子君） 7 番、石田です。

私も2点ほど質問させていただきます。

行財政改革の実施状況について、2番目には中央公民館についてお尋ねします。

本年度の予算状況を見ると、人件費が3億8,000万と突出しているように思いますが、町税が全額、地方譲与税全額、その他一般財源等に人件費に充当していると思いますが、住民の福祉関係の事業ができないような状況であると思いますが、今後どのような行政改革をされるのか、改善をどのようにとられるのか、質問いたします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま7番議員の石田議員より質問いただいた件について御答弁申し上げます。

行財政改革という部分での御質問でございます。御指摘いただいた平成28年度の当初予算ベースで見ますと、議員御指摘のとおり、人件費で3億8,000万余り、それは全体の歳出の占める割合は30.3%でございます。その中で、地方税また地方譲与税等々から見てもそれだけでは賄えていない状況ではないかということでございます。ただ、歳入全体で見ますと、12億6,400万余りが歳入全体でございます。その中に、笠置町は突出しているのは地方交付税でございます。地方交付税がそれぞれの人件費も含んだ中で交付税がおりてきているという部分でございます。

それぞれの福祉関係等の事業でございますけれども、笠置町においても他の市町村と同様に、国・府等の事業については当然同じようにやっておりますし、住民の方々にサービスの低下にならないようにはやっているとっております。ただ、今後そしたらどのような行政改革が必要であるかということになるかと思えます。これは、今までもこの一般質問の中でも御答弁させていただいていたとおり、私は町単独の、やっぱり事業を見直すべきであろうと、廃止も含めた事業を見直すべきであろうと、そのように考えております。それが、もしその財源を使うところの福祉施策等にも充てられますし、また防災対策にも充てられるでしょう。そのことは、これから先、我々職員と議員の皆様方で十分協議をして、一刻も早い改革を促進していくことが、はっきり言ってこれが使命だと考えております。よって、我々も行財政改革には力を入れていきたいと思っておりますけれども、また議員の御理解をいただきながら、平成28年度以降進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

人件費の3億8,000万に対して、1,430万の福祉改革のほうに出ているだけです

から、補正も少ないし、十分それで大丈夫かなと思って私も心配してお聞きしたんですけれども、また改革に力を入れていただいたら結構だと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。

当然、社会保障費、福祉関係の経費につきましては、どこの市町村も年々ふえきているということは事実でございます。当町も同じようでございます。その中で、人件費を削って福祉費のほうに充てるじゃなしに、新たな財源を生み出すことが相乗効果が出てくるんであるということ、私が行財政改革という言葉を上申させていただいた。これは、町単独事業の見直しを上げさせていただいたということで御理解を賜りたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

そしたら、その件はそれで結構です。

2番目に中央公民館の老朽化について。私は何度も何度も質問しておりますが、教育委員で連合ですから笠置の、この前に工事をされたように聞いておりますけれども、町長にちょっとお聞きしますけれども、老朽化して、移転するように何度も質問しておりますのに、また工事をなさったと聞いておりますので、これからも工事をやっていくつもりですか。いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えをさせていただきます。

中央公民館の老朽化の話につきましては、石田議員から何度も御質問をいただいております。その都度、お答えをさせていただきます。中央公民館につきましては、相楽東部広域連合設立当時、教育委員会のほうに無償譲渡をいたしております。教育委員会の事業の中で、現在、笠置町教育委員会分室が置かれております図書館、それから住民の皆さんがやっておられます食改というんですか、ああいった方のいわゆる厨房を使用されたりいたしております。そういった中で、現在も中央公民館が使用されているというところでございます。

その後の中央公民館の処置につきましては、老朽化で耐震もできないという状況の中で、壊したらどうかということで再三、御質問もいただいているわけですが、私もできることなら、中央公民館を解体しながら安全の確保を保っていきたいということを考えております。

先ほど議員おっしゃる、工事をされたということなんですが、屋上にいわゆる防災上というんですか、違法建築の倉庫がございましたので、その倉庫の撤去を行いました。そういうことで、新たな工事は行ってはおりません。

中央公民館の今後のあり方につきましては、やはり老朽化している。それから、非常に湿度の多いところですので室内自体が湿気に包まれているといういろんな状況を聞いておりますので、できるだけ早い時期に、この中央公民館につきましては何らかの処置をしていかなければならないという思いでいるところでございます。ただ、先ほどもいろいろ財政状況の話が出ておりましたが、財政上の問題もございますので、そういった面も含めてちょっと慎重に判断をさせていただきたい、こんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

私は思うのは、もちろん直すのも結構と思いますけれども、裏の山が崩れたときに事故が起こってからでは遅いので、小学校のあいている部屋もあると思いますので、図書館だけでもあちらのほうに移動したらどうかと思いますが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 図書館を小学校のほうに移動したらどうかということですが、そういった問題は、やはり教育委員会のほうで検討されるべきであろうと思います。私どもといたしましては、やはり教育委員会のほうにこういった状況であるということの話をしながら今後の対応を考えてまいりたいと、こんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

やっぱり、町長が声をかけていかないと進んでいかないとしますので、その点はよろしくお願いいたします。

そして、今、教育委員というのは3人。バイトと前で3人って聞いておりますけれども、ほかに前の保育園の跡に部屋はあいてないんでしょうか。今の中央公民館の駐車場にしても、年間40万かけて借りておりますわね。だから、そういうこともしっかり考えていただいて、私質問して本当に3年近くなると思いますので、町長、その点もしっかりと考えていただきたいと思いますので。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 中央公民館の笠置町教育委員会の分室には、私どもの派遣の職員1名、

京都府から1名いただいております。それから、図書館にはアルバイト職員1名おります。そういった中で、これからの図書室あるいは教育委員会分室のあり方については、やはり教育委員会のほうでまとめられるべきであろうと思いますし、私のほうからも先ほど申し上げましたように、いろいろ意見を申し上げていきたいと思っております。

笠置町の、いわゆる保育園跡の現在、すまいるセンターで使っているところもございます。これにつきましては、放課後児童クラブ、それから社会福祉協議会が使っておられますが、空き室と言われましても、ちょっと私のほうでは把握できないわけなんですけれども、かなり広い建物ですので、それは改造等をすればできないことはないんじゃないかなと思うわけですが、そういった面も含めて、教育委員会と再度打ち合わせをしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

町長がやはり一番、今も連合の連合長もやっておられますので、その件に対してでも、教育委員、教育委員じゃなく、町長がやっぱりしっかりと相談して、これから考えていただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで石田春子さんの一般質問を終わります。

1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 2つのことについて質問したいと思います。

昨年の12月議会でも質問しましたが、河川敷のごみと及びいこいのごみは本年は何系のごみで出されましたか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

河川敷のごみにつきましては、家庭ごみと同様に収集され、一般廃棄物として東部クリーンセンターで処理されております。いこいの館で排出されますごみにつきましては、事業系として独自に処理されていると聞いております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

今、河川敷のごみは家庭ごみと事業系と両方言われましたけれども、多分、事業系で出さったのは花火のときのごみのことやと思うんですけれども、河原の清掃協力金として徴収

するとありながら家庭ごみで出されるのはおかしい話と思うんですけども、これはどうですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

河川敷のキャンプ場関係のごみ処理についてということだと思んですが、これまで家庭ごみとは区別して処理していただく必要がありますよということで、河川事業で収集されたごみにつきましては、事業系として処理していただくよう申し入れさせていただいた経緯がございます。現在は、観光笠置さんが河川敷の管理を行っていただいているところですが、ごみ処理につきましても事業系として処理を行っていかねばならないというような思いを持って、観光笠置さんが調整していただいていると聞いております。設立当初から、役員さんの中でいろいろと効率的な収集方法につきまして調査をされており、昨年度の収集実績ですとか東部クリーンセンターで一般廃棄物を事業系として処理した場合の運搬や処理費用など情報提供させていただいていたところがございます。現在は、その検討、模索がされているところであると理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

今、税住民課長が言わはった、私、昨年の議会終わって、個人名は出しませんが、5月ぐらいには事業系でやるというのを観光笠置の関係者から聞いたんですよ。それで期待していたんですけども、何か見たらまだ出てなかったんで、これは笠置町が行政として指導とかはやっぱりされるんですわね。ごみを出す方法とか、家庭ごみから事業系に出すとしたら笠置町がそういう話し合いの場を持たれてやられるんですわね。これは、来年にはやらはるつもりはありますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

事業系のごみとしての収集につきましては、少し前も事務局のほうに進捗状況を聞かせていただいたところがございます。担当課といたしましては、適切かつ継続的なごみの処理事業が実施していただけますよう関係各課とも調整しながら、早期に実施に向けまして、今後もしし入れをしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 今のあれで、また来年に期待しまして、次の質問にさせていただきます。

切山から人家のU字溝ですけれども、切山の人家の外れから三国林道までと、横川口の人家の外れから童仙房までの間のU字溝にごみが集中されて、雨が降ったときの状態はそこにおらんと、道路に流れている状態ですねんけれども、これは掃除とかは何年に1回とか決めてやってはるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御指摘いただきました林道切山線並びに林道横川線になるわけでございますが、こちらの道路側溝につきましては、落ち葉や枯れ木、土砂などが堆積している箇所が多くあるといったのが、これが実情でございます。林道の維持管理につきましては、この路線以外も含めてでございますが、毎年、除草並びに水路清掃などを業務委託等により実施しているところではございますが、予算の都合上、なかなか全線での実施という部分には至っておりません。このため、毎年できる箇所、できない箇所というものがあります関係で、路肩や水路の堆積物ということが年々増加していっているということも事実でありますので、今後は財政サイドとも協議等を行った上で、予算の増額をお願いするなどし、維持管理の充実を図ってまいりたいと思っております。

何年に1度とかいうような形で、決まった形ではやらせていただいておりますが、予算の範囲内で、できる範囲でやらせていただいたりという形で対応させていただいております。特に、横川林道につきましては、もともと道路幅員が狭い関係で、水路と道路を共有できるL型側溝というものを使っておる区間がかなり多いということで、横川線につきましては、これまでから年度末に水路清掃、路面清掃等を実施させていただいていたということがほかの路線よりも多く実施させていただいているという実態があるということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

西ノ前と井手上の間のちょうどU字溝の段差について、何か東から西を向いて走るときがバウンドする状態で、西から東向きはそうでもないんですけれども、バウンドする状態ですねんけれども、これの修理、こういうのもありますよと言うたんですけれども、今後、これはどうしはりますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問でございますが、町道笠置有市線の箇所かと思われま。当該箇所につきましては、平成25年度に実施いたしました舗装調査の結果に基づきまして、舗装修繕を行う予定の箇所となっております。今、御指摘の横断側溝、こちらにつきましても、その舗装工事とあわせて水路の段差解消を行う予定をしておりますが、何分、舗装の傷みぐあいの激しい路線などから、これまでからもそうでございますが、優先して工事を実施させていただいておるといふことと、これにあわせまして、財源といたしております社会資本整備総合交付金、こちらのほうが年々減額されているということによりまして、毎年、工事を実施させていただく本数というのが減少してきてしまっているという事実でございます。これらによりまして、当該箇所につきましては、いまだ施行できていない箇所ということになっております。ただ、来年度以降につきましても、財源的には非常に厳しいかと存じておるところでございますが、そういった実態があるということとは町のほうでも把握させていただいておりますので、なるべく早期に工事のほう施行できるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 最後に、笠置のあれには関係ないんですけども、温泉下のカヌーの石碑のところに、上下に2本、多分上が名張の河川敷事務所で下が京都府の管轄のU字溝や思うんですけども、何か狭いさかい土がたまって、雨降ったときとか流れている状態があるんですけども、これはどうですか。これはどういうぐあいに。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問の箇所でございますが、当該箇所につきましては、先日、私も現地のほう確認させていただきましたが、おっしゃっておられるカヌーの石碑のすぐ前、こちらのほうにつきましては町道ということになっておりまして、町道笠置川東線でございますが、そちらの部分につきましては確認させていただいた時点では堆積土砂等がございませんでした。道路側溝につきましても、かなりサイズの小さいものではございまして、多少の堆積物はあるものの良好に流れておるといふことを確認させていただいております。しかしながら、当該箇所につきましては、木津川の増水等によって冠水する部分ということでもございますので、そういった後などには路面に土砂等が堆積するということもあるのかと思われま。そのような場合につきましては、当該路線が先ほども申し上げましたとおり町道で

もごさいますし、東海自然歩道ということにもなっております。このようなことから、町もそうですが、東海自然歩道のほうへ管理していただいております山城南土木事務所と、それから笠置町の企画観光課のほうとも連携をとった中で、そういった事例があった場合につきましては、土砂の撤去等必要な対策について対応する必要があるというふうに考えております。

それと、あともう1点、それより1段下のという部分で、そちらのほうが恐らく水辺の楽校の施設の通路部分になってこようかと思えます。その部分につきまして、今申し上げましたような同様の事例があった場合には、こちらのほうにつきましては、町の企画観光課のほうを通じた中で木津川上流河川事務所のほうに必要な対策をお願いするといった、このような形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 2番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。本日は、大きく2つの問題について一般質問をさせていただきます。

1つ目は、いこいの館の駐車場のごみ集積場への不法投棄についての問題です。2つ目の問題は、地方創生についてということさせていただきます。

まず、いこいの館の駐車場のごみの集積所に建築廃材と見られる、家庭ごみとは思われないごみが投棄されているとお聞きをしています。この点について、事実経過の確認をしたいと思います。また、今回だけでなく過去にも同様の事例があったのかどうか、その点についてもお聞きをしたいと思います。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

いこいの館前ごみ収集所への収集できないごみが放置されている件につきまして、経過を御説明させていただきます。

ことしの7月26日に7月の粗大ごみの収集が行われました。翌日、収集業者から連絡が

ございまして、いこいの館の前のごみ共同収集所に収集できないごみが出されているので確認しに来てほしいという連絡がありました。係が現状を確認いたしましたところ、そこには袋詰めされたものなど、大小の石こうボード等が出されておりました。その廃棄物の中に所有者等がわかるものがなく、確認することができませんでしたので、収集できないごみのため至急回収するよう張り紙を掲示し、回収を呼びかけたところです。

その後、回収されないまま月日が経過し、環境上またはこれからの適正なごみ処理に支障を来すとして、町で処理することもやむを得ないという判断をいたしましたので、回収処理を行うため調整を進めていたやさきに、10月25日の10月の粗大ごみ収集に新たに同じところに同様の石こうボード等が投棄されました。連絡を受けまして現状を確認いたしましたが、前回同様、所有者を特定するものは確認できず、再度至急回収の旨、掲示を行い、防災無線で至急回収するよう放送をいたしましたが、現在のところ回収されていないのが現状でございます。

なお、このようなごみ収集所に捨てられたケースというのは、不法投棄と判断することが非常に難しい現状のようでございます。廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条投棄禁止によりますと、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとあります。ごみの収集所においては捨てていいものと思いきや捨てた、間違えて捨てたなどあった場合は、これはみだりに捨てたという行為には該当しない。行為者の特定もできず、その行為に及んだ経緯や事実関係も確認できない現状においては、不法投棄の可能性のある段階、今はそういう状況ということになります。その点を御理解いただきますようお願いいたします。

次に、今までもこのようなことはあったかというようなことなんですが、これまでも不法投棄という点では、林道沿いですとか人通りの少ない道沿いなどはあったように聞いておりますけれども、今回のようにごみの共同収集所の場合、収集できない家電製品ですとか消火器、コンクリート、タイヤ等が出されることは年に何度かあったようでございますが、今回のような事業系と推測される廃棄物が連続して出されるということは余り例のないことだと聞いております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

7月にあり、10月にも不法投棄、不法投棄と認定できなくても収集できないごみがあったというふうな説明がありました。

ところが、やはり町の住民の方が利用する場所ですから、やはりずっと放置するわけにも

いかないと。一方で、処理をすれば町の費用を使って処理することになりますから、これでは住民の利益に反すると。要するに、早く処理したくてもなかなかできない、そういう現状はあると思うんですけれども、ところが7月にあったものがいまだにそういう状態だということでは、余りに放置の状況自体が長すぎるのではないかと思うわけですが、こうしたごみの処理について内規のようなもの、ルールのようなものの作成が必要だと思うんですけれども、そういった考え、今後どのようにされていくのか、処理について一定のルールに従ってやっぱり処理するような仕組みづくり、ルールづくりが必要だと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問の中で、放置が長すぎるのではないかとということもありましたけれども、さきの説明の中で10月までの段階で一旦処理を検討させていただいて調整させていただいたところやったんですが、そのときに、そのやさきに新たな放置がありましたので、そのまますぐに回収するというわけにはいきませんでしたので現在まで至っているということでございます。現状、回収するべく今、事務は進めているところでございます。

それから、こういう投棄があった場合どのように対応するかというような仕組みとまでは言えませんが、そういった事務の流れということについて簡単に御説明させていただきますと、今回のような、共同収集所のような町の管理地において出された場合は、まずは現状を確認いたしまして所有者等が確認できるものがないか調査を行います。当然、出された方の特定ができれば連絡し、誤って出されたものですのでということで回収をお願いすることになります。所有者が特定できない場合は、張り紙や防災無線を通じて回収を呼びかけることになります。また、投棄されているものが危険なものであったり、産業廃棄物や事業系廃棄物と推測される場合は、警察や保健所に連絡し、その後の対応等指導を仰ぎながら調整することになるというふうに事務を進めていくことになると思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ちょっと気になる点がありますのでお聞きしたいんですけれども、今回確認させていただいたごみの量はそれほど多くは感じなかったわけですが、例えば大量のごみであるとか、例えば先ほどもありましたけれどもどう考えても危険なもの、すぐに移動なり、安全な場所へ移動させるなどしなければいけない状況というのも生まれる場合もあると思うんです

けれども、そういった場合には速やかな移動であるとか、そういったことはされるんでしょうか、確認をします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、その捨てられているものの状態ですとか、内容等を考えて警察なり保健所なりの連絡、指導を仰ぎながら対応するということになりますので、そういった危険なものですとかいう場合は、もう緊急性が伴うということになりますので、当然対応していくことになるというふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

この問題について事前で確認させていただいた段階では、警察には相談はしていると、ところが行為者が特定できないので告発などはちょっと難しいと。特に、こういう共同の場所に捨てられたもの、先ほど答弁にもありましたように、それが誤って捨てられたものなのか、間違って捨てられたものなのかわからない場合もあるということでお答えはいただいているんですけれども、ところが調べてみますと、行為者がわからない場合でも警察へ告発をするという対応をしている自治体もあるということがあるんですけれども、やはり町としてもそういう対応、明らかにその家庭のごみを間違えて出したと可能性がある場合は難しいとは思いますが、これはどう考えても事業者が出したのではないかとその可能性が高いなどの場合は、やはりそうした告発などの強い対応も必要ではないかと考えるんですが、その点いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

こういった警察のほうには、随時相談しているところでございます。今までもこういう刑事告訴というような中身については行ったということは聞いておられないわけなんですけれども、投棄されているもの場所等でいろいろ対応が異なってくるというふうに思うんですが、先ほどからも申し上げていますように、ごみの収集所に投棄されているということは捨ててはいけないものを誤って捨てたということが想定されます。このような場合、警察が非常に介入しにくいというような状況であるということも聞いております。現状では、加害者の特定もできておらずということで、事件性という点で判断が非常に難しいというふうな中身で、町のほうとしては相談をかけたときに警察のほうから聞かせてもうてます。そういった中で

いろいろ対応がしていけると、その内容にもよると思うんですけども、そういった場合は、また先ほどもお話ししてもらったとおり、警察や保健所の指導の中で適切な対応を取っていききたいというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

特に、こういう問題については、いわゆるパトロールということが一つ大事な防止策になるのではないかと思うんですけども、事前に確認したところでは、パトロールは月5回ほどやっているとお聞きはしているわけですけども、他の自治体なんかですと、休日とか夜間でも実施をして防いでいくという取り組みをされているとお聞きをしています。町としてもやはり本来のごみの収集時間ではありませんけれども、休日とか夜間とかやはり投棄をされる可能性がある時間帯や日にちなどをパトロール強化をすることが大事ではないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

見回りについてでございますけれども、先ほどもお話しいただきましたように、現在町では、ごみの収集所の管理清掃とともに不法投棄パトロールを作業員の方に定期的にお願ひしているところでございます。また、主に粗大ごみ等のごみの収集日の後に各収集所の見回りや清掃活動等を行っていただいております。不法投棄や不適正なごみ処理への早期の発見と対応等、適正ごみ収集所の管理に従事していただいているところでございます。

また、京都府では、不法投棄監視指導員によります定期的な廃棄物の投棄監視の巡回が定期的実施されております。警察のほうでも今回のこのようなことを受けまして、ごみの集積所付近の定期的な見回りを行うということを実施するということでは言っていないところでございます。見回りの回数をふやしたり、夜間実施してはどうかというような御提案でございますけれども、階数をふやしたりということは検討していけることかなというふうに思いますが、警察や保健所からの今指導いただいている内容といたしましては、不法投棄は犯罪ですよというような掲示をきっちりした上で、禁止事項を明確にするものを収集所に掲示することによってそういったことも抑止していったりしていけるんじゃないかと、まずはそういうことから始めてはどうかというような指導をいただいておりますので、そういった取り組みから始めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

こういった問題だけではなくて、産廃なんかの問題というのは全国でも起きているわけですが、そういった場合に協議会をつくって取り組みを進めている自治体もあります。今言ったように、実際に7月と10月ということで2回現実にもこういう事態になっているわけですから、やはりパトロールの強化をお願いしたいんですけれども、それだけではなくて他団体、例えば区であるとかそういった団体への通報とか、見回りどこまでしていただけるかということあると思うんですけれども、こういった問題に対してやはりいろんな団体へ協力を呼びかけることも大事ではないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

他団体への協力という点でございますが、今後も機会がございましたら、そういった中で区等でまた見回っていただけるようお願いをしていきたいと思っておりますし、一部区のほうでは、自分の地域のごみ収集所をきれいにしていきたい、適正なごみ処理を実施していきたいということで、実際にいろいろな中で活動していただいたり、要望していただいたりというところもございますので、そういったことを町内の各区なりでまた対応いただけるように、またお願いをしていきたいというふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私自身もこの問題についてどういう対応をしていけばいいか、もっとさらに具体的な提案もしていきたいと思っておりますので、ぜひしっかりとした対応をお願いしたいと思います。これで1つ目の問題については終わらせていただきます。

次に、2つ目の問題として、地方創生についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

この間、地方創生ということで国のほうからも補助金等をつけて地方の活性化、人口の流入の減少の食い止めるなどの対策を求めていくということでされてきているわけですが、まず基本的な問題についてちょっと確認をしたいんですけれども、当然、雇用の問題ということで大きな問題として、柱として挙げられているわけですが、この雇用、特に掲げられている中で、企業誘致ということが総合戦略案の中に示されています。一般的に企業誘致といいますと、大きな都市などでは大企業、比較的大きな企業を呼んできて雇用をつ

くり出して、それを呼び水に人口減少に歯どめをかけたり、人口流入をふやしていこうという取り組みだというふうな認識があるわけですがけれども、しかし、実際に町の活性化という点でいきますと、そうした大きな企業より小さい、小規模な商店であるとか、個人さんであるとかのほうが地元のいろんな材料を買ったり、さらには地域のつながりを強められるというそういう強みがあるのではないかというふうに思うわけですがけれども、今回の企業誘致のあり方、笠置町としてはどういったものを想定されているのでしょうか。例えば、大きな企業を直接呼ぶのは難しい、だけれども近隣の比較的大きな都市にそうしたものを協力して呼びかけてつくるというイメージなのか、それとも比較的小規模な商店さんなどを呼んでくるというようなイメージなのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生の中で、本年度実施する先行型の事業で、来年1月にアイデアキャンプというものをを行います。これは、笠置の駅前の通りにあります空き店舗を今後どのような活用をしていったらいいかということワークショップの中でいろんな意見を出していただきながら実施するという事業になっているんですけれども、そこでいただきましたアイデアなりを使って28年度以降その店舗の活用について考えていくということになっています。

御質問にもありましたように、町内空き店舗もふえておりますし、反対に大きな企業が入ってきていただくだけの土地というのも確保も難しいことから、今現在、笠置町の工場誘致条例というものはあるんですけれども、これにつきましては工場ということに限定になっておりましたので、今後これを拡大していくとか、そのアイデアキャンプでいただいた案をいろんな方面に、例えば京都府であったり、創業・起業支援の協議会というところにお店の紹介をしたりといった感じで小規模なお店でも入っていただけたらというところで、今現在考えているところであります。

他町村の企業誘致条例とかを見ておきますと、新設だけではなく増設といいますか、そういうものもありますので、今後また町で持っております工場の誘致条例については、先ほど言いましたようにハードル下げるといふか、ちょっと緩和した中でいろんな個人企業であったりということも可能な形で改正が必要かなと考えているところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

比較的小規模な商店も考えているということで御答弁をいただきました。

それで、ちょっと気になる点がありますので、ちょっと確認したいといいますか、お聞きをしたいですけれども。例えば、ほかに本店があるようなお店の場合なんかですと、法人税を納める先というのが、いわゆる主たる事業所のある市町村に納めるというのが基本になるというところで、なかなかその呼んできたけれども町の町税、町として入ってくる税金、税収増につながらないという問題があったりとか、さらにいこいの館なんかで契約している場合には、地元の例えば食材も使っていくとかそういう規定も入っていたと思うんですけれども、そういった商店を呼んでくるとしても、そういった地元の経済とか地域資源を活用するなど、今言ったような法人税の問題も含めて、地域に密着して、地域この町に貢献するようなそういう前提で入ってきていただかないと、なかなか入ってきたけれども、また出たのかということも含めて、地域にやはり密着した形になるように工夫が必要ではないかというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の今の御質問お答えさせていただきます。

先ほど申しましたアイデアキャンプにしてもそうですし、今後、京都府と連携して進めていきます駅再生についてのプロジェクトもそうですけれども、町の活性化につながるような事業をというところで計画しているものばかりになっております。もちろん町の商店、空き店舗の活用によって雇用の創出であったり、町の製品を使っていたりということも視野に入れた中で、今後お話をさせていただかないといけないのかなということは感じております。

また、総合戦略の中にも地場産業、地場製品の開発なり普及というところも載せておりますので、そういった中で取り組むべき事項かなというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

地方税のこともお伺いしたいんですけれども、これ法上どうなるかということあるかと思うんですけれども、実際、町のその商店が潤って町の税収がふえて、それでいろいろなまた施策ができるというのが理想な形だと思うんですけれども、その点についてちょっとお伺いしたいんですが。

それと、起業・創業支援ということで案の中には書かれているんですけれども、特に事業

をしたくても、セミナーを開くとかそういうことは書いてあるわけですがけれども、利子の補給も上げられていますけれども、やはり特に、新規で何か事業をしたいと思っている方の不安というのは、なかなか事業が軌道に乗るまでの不安というのがあると思うんです。そこで、いわゆるどこまでするのが好ましいかということはあるんですけども、事業の保障であるとか、その生活の保障一定期間はするよなそういう制度の創設なんかも検討すべきことではないかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） すみません。向出議員の御質問にお答えさせていただきますと、総合戦略の中には、確かに利子補給とかそれからセミナーの開催とか書かせていただいております。おっしゃいましたその生活支援というところについては、取り組んではないんですが、例えば農業関係ですと新規就農者については、生活費なりという支援が国のほうですかね、そちらのほうで制度があるよなふうにもお伺いはしているんですけども、今現在、町としてもそこまでの踏み込んだ形でするところにはなっていないというのが現在の段階です。町の商工会さんともそうですし、京都府のその創業・起業支援室のほうともいろんな内容について確認させていただきながら、取り組むべきものは、今後地方創生の関係もありますので必要かなというふうには感じますが、これからの検討させていただく内容として考えさせていただきたいと思います。

税収のほうにつきましてですが、今後それこそ町内でお店を新たに開業されたりということになりますと、町内の方が雇用されて住民税なりが入ってくるとか、今回この誘致条例の中には、新規の場合は固定資産税減免というところもあるんですけども、やはり新たな企業が入っていただくと何らかしとお金も動きますし、ほかへの経済効果もあると思われまので、税収だけに限らずいろんな面で町が活発に回ればいいなというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

住民の声を地方創生に生かすということについてちょっとお聞きをしたいんですけども、総合戦略の案の中で、ニーズとして休日保育をしてほしいということがあったと掲げられていました。ところが、ちょっと財政的なこともあって、休日保育については見送ったといひますか、そういうことがあるというふうにお聞きをしているわけですが、特にこうした子育て支援という点については、やっぱり実際のニーズに合わせてやるということが非常に大事

になってくるといふふうに思うんです。上のほうからこれは大事だろう、大事だろうというのにも意味があるときもあるとは思うんですけども、やはりこういう問題というのは、移り住んでいく方がまさにそのニーズがあって、それに対応するからこそ政策として成り立つと思うんです。

そこで、今、地方創生の協議の場もありますけれども、そこは各団体の代表で基本は構成するということになっていきますので、幅広い住民の声を聞く場、特に募集だけではなくて積極的に町のほうから呼びかけるような形、またはアンケートを、小規模な町ですから、例えば聞き取り調査をするなど、そういう取り組みをしていくことで住民の声をしっかり聞けますし、反映もできるんじゃないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきますと、今回、総合戦略の場合に限っていえば、概要版というものを町内各戸配付させていただきました。町内、高齢者の方が多いのでホームページに上げてもなかなかごらんいただけない方もあるかと思えます。今回、先ほど9件住民の方から御意見いただいたということでお答えさせていただきましたが、このような方法もいろんなところでお知らせするには各戸配付もありますし、できるのかなと思っております。

アンケート等についてですが、今現在、総合戦略につきましては、今までに、以前に取っておりますアンケート、近い平成25年、26年度に取ったものもありますので、そこらの中身で反映できるものというところできせていただいたというところですよ。

もう一つ、今回、創生委員会各種団体で入っていただいているというのは、それぞれ各種団体の御意見をおまとめいただいた中で、創生委員会の中で発表していただくとか、その意見をもとに検討していただけたらというところで各年代、例えば保育所の保護者会代表であるとか、小学校のPTA、それから老人クラブさんそれ以外、そういった中で各種団体の方に幅広く入っていただいておりますので、意見については取りまとめた中で言っているというふうにごちらとしては理解しております。その委員さんの中で、また今後事業につきましては、PDCAのサイクルを使いまして検証を行った中で、次実施していくということも考えておりますので、総合戦略に限ってとなってしまうかもわかりませんが、そういった状況の中で今、会議なり戦略をまとめておりますので、御理解いただけたらと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

先ほど、西岡議員からも質問があったことともかかわるわけですが、住民からの意見がどのように反映されているのかということで御質問があったんですが、自分も思うのですが、意見を上げたけれども、それが一体どういう検討をされて、どういうふうになったんだろうかということは、やはり意見を上げた方は特に気になると思うんですが、今後やはり幅広く意見を募るためには、町がやっぱりしっかりとその声に対して対応していると、しっかり検討しているということをお知らせする。さらには、地方創生についても今回配付もいただいて、意見を募るということもしていただいているわけですが、こういう事業に対してこういう結果になったとか、こういう状況ですよということをお知らせしていくことも非常に大事になってくると思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の今の御質問ですが、今回11月にホームページに上げた内容につきましては、意見公募、パブリックコメントという形でしておりましたので、それについていただいた意見については今最終の総合戦略の案をまとめているところなんですけれども、そちらの内容をお出しするときに反映、全ての意見に対しての回答ということではないんですが、こういう御意見がありましたのでということをもたまたま掲載させていただこうかと思っております。最終、確定版ができましたら、また概要版ではないですが、住民の方にもお知らせ、周知させていただかないといけないと思っておりますので、それは今後、確定した段階でまたどのような形で出させていただくかというのは中で調整、検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

いろんな総合戦略の中ではいろいろ掲げられているわけですが、例えば特産品を開発することであるということが掲げられていたり、荒廃農地の解消を目指すとかいろいろ書かれているということで、事前にお聞きしたところでは具体的なより細かい施策については載せるわけではなくて、大きな方向性を載せるということをお聞きをしているわけですが、今言った住民の声の反映ということともかかわるわけですが、やはり具体的な

施策に入るときにしっかりとその声を本当に取り上げて反映すると、そのことで住民の方自身も、例えばお土産物であれば、住民の方自身が購入してお孫さんなどにプレゼントするとか、そういうふうな方向も出てくるのではないかと思います。ですから、しっかりとやはり地域住民が自分たちが主役といいますか、でやっているという意識になれるように、行政とともにできるようにそういった仕組みをしっかりと取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

それから、最後になりますけれども、情報発信の強化ということについてお尋ねをしたいと思います。

鍋フェスタなどのイベントのときにはしっかりと、例えばこういう取り組みしますということでのぼり旗を立てたりとか、比較的わかりやすいものがあると思うんですけれども、ところが、以前にも提案をさせていただいたんですけれども、例えば観光という問題でいえば、いこいの館その場所の案内ですとかをもっと大きくして案内するようにはどうかとか、夜間の電灯のことも言いましたけれども、そういった案内をもっと強めたほうがいいんじゃないかということも言わせていただいたんですけれども、その点ちょっとお聞きしたいということと、それからいこいの館が一旦ちょっと再開に当たって1カ月ほど休業していたわけですけれども、その間に温泉があいていると思って訪ねてこられた方、何人か目撃を自分もしたわけですけれども、そういったものも例えば加茂駅であるとか、木津駅であるとかに、今こういう状況にあるとか、何月からオープンするとか簡単なものでもあればそういった事態も防げたと思いますし、またそれ自体が宣伝になるんじゃないかというふうに思うわけですけれども、今後そういったことも本当にしっかりと検討してやっていただきたいと思うわけですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

情報発信の強化というところでお答えさせていただきますと、町外向けには町のホームページも開設しておりますので、そちらのほうでいこいの館のこともそうですし、ほかのイベントのことについても情報発信させていただいております。おっしゃるようにそれをホームページをごらんいただけずに来られた方については、JRの駅なりそういったほかの発信の方法があったのかと思います。こちらにつきましてはわかさぎさんのほうとのこともありますので、JRさんとも相談しながら進めていかないといけない内容かなと思います。

すみません、ちょっと質問でいただいていた情報発信の強化というところでしたので、

うちのほうではホームページなり、住民さん向けには各戸配付なりというところでちょっと考えていましたので、すみません、ちょっと説明に足りないかもわかりませんがすみません、失礼します。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

これで終わるわけですがけれども、情報発信の点なんかでいきますと、ホームページを見させていただくと移住促進のことを調べようと思っても載っていないということで、住民の方からもそういう意見をいただきまして、総合戦略の中でそうしたホームページでの発信を強めるということで、事前にお聞きしたところ、移住促進のコーナーを特別に設けるということもお話いただいています、大分前向きなといいますか、方向で進んでいると思いますので、やっぱりもう少し情報発信という点で目立つような工夫、いろんなのぼり旗でもいいですし、看板でもいいですし、そこら辺がもう少ししっかりしてくるとやはりいいなと思うんです。その点が今のところすごく残念な点ですので、観光産業で力入れていくということもずっとずっと町は言っていますし、大事な分野だと本当に思っていますので、その点を今後もしっかり検討をしていただいで実施していただくように要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前 1 時 4 2 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

3番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私から、いこいの館の関係、府立笠置山自然公園、そして定住自立圏構想について、3点質問させていただきます。

さて、いこいの館の問題ですが、私はもう議員にならせていただいてきょうで丸3年になります。いこいの館の問題は、常々いろいろと質問してきましたが、一向によくならないというか、どう言っているのかわかりませんが、当時23億をかけられて、そして町長は、いこいの館は観光の拠点と常々おっしゃっています。今回、補正予算でのふるさと基金からの一般会計の繰り入れがないんですけれども、営業の実態は、今現在、一応8月から浴

場と、飲食は9月の3連休の前からでしたね。実態はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

飲食収支につきましては、売上げの総額は、私ども、把握はしておるんですけども、支出のほうにつきましてはこちらではわかりませんので、その辺、黒字であるかどうか、その辺はわかりかねます。しかしながら、有限会社わかさぎとして7月から10月までの収支実績につきまして、少額ではございますが黒字でございます。ほぼとんとんといった、そういった状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、黒字、とんとんとおっしゃったけれども、契約書を見てみますと、使用料で、月決め、翌月に甲が指定する口座に納入となっています。だから、前の業者でしたら毎月収支決算というか、ペーパーをもらうか何とかしておったんですけども、今回全然もらっていないんですけども、我々わからないんですよ。その点はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） その辺につきましては、議長、またいろいろ特別委員長から申し出と申しますか、ありましたら提出をさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

いや、そうじゃなしに、やっぱり箱の中でも、毎月前だったら入れてもうておったんですよ。何で今回入れてもらっていないのかなと思って。

だから、浴場のほうはどうか知りません、飲食なんかを見ていると、ほとんど閑散としてるんです。私も一遍、2階の話はもう前の議会で言いましたけれども、今回1階へ行ってもそんなにというか、余り中身的にもう言いませんけれども閑散としておるんです。これで本当に営業が成り立っているのか、やっぱり心配するんですよ。町民の方も町民の財産として、今度の契約の場合、光熱水費なんかはやっぱり町から負担しなければならないんです。それで、売上げの20%を食の関係の方からはもらう予定になっておるんですよ。それが本当にとんとんになっているのか、私たちもそうなんですけれども心配するんです。後でどさっとこれを出してくれと、先ほど言いましたようにふるさと基金から今まではよく出して

いますね。出してくれと言われたら困るんですよ。

だから、今たまたま補正予算で、今度ふるさと基金から出ていなかったから、繰り入れがなかったんで、本当にとんとか聞いたわけなんです。本当にそれで、とんとんでいいんですか。今の営業状態で、食。もう一遍質問します。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 先ほども申しましたように、食については売り上げの額は私どもも把握しています。しかしながら、支出につきましては業者のほうで支出をしているので、その辺の支出部分につきましてはうちのほうでは把握をしていないということで、食が赤字であるのか黒字であるのかということとはわかりません。しかしながら、有限会社わかさぎといたしましてはとんとんでございます。7月から10月までの収支実績からいきますと、とんとんということがございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そうじゃない。以前のように毎月収支を出してくださいよ。何も特別委員会のときじゃなくて、我々の箱の中に、今まで入れてもうておったと思うんですよ。毎月出してください。そうでないと我々わかりませんわ。いかがですか。毎月出していただけますか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 出させていただくことは可能です。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） ぜひとも毎月やっぱり出してくださいよ、以前のように。本当にこれにとんとか心配しています。

町長、どうですか。本当にとんとんで。町長に聞きますけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 担当課長が申しているとおりであります。

ただし、収支についてということなんですが、有限会社わかさぎ、我々のところには売り上げの何%かをいただくという約束であります。ところが、食の部門を営業されているのは土埃であります。その会社の支出については我々は関与するところではないと思います。そのところは収支を全て出せと言われても出しようがないのではないかな。

我々としてどれぐらいの収入があったか、それは毎月の報告はさせていただけると思います。その毎月の報告等については、監査を含め、我々は監査員2名によって監査を受けてい

るところであります。ただし、やはり議員も知る権利があるから知らせということでしたら、それはお知らせすることはできます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

いや、私が言うのは、何でとんとん、黒字と言いますのは、食から20%いただいて、それと浴場から毎月200万ほど出して、その残りを、でしたら大体年間3,000万円ぐらいもらう予定なんですけれども、そのトータルが、業者のとんとんか、そんなのはどうでもいいんです。町のわかさぎとしてのあれがとんとんかどうかというのを聞いているわけです。入っている業者は赤字だろうが黒字だろうが、そんなのは別に構いませんよ。ただ、我々は光熱水費を払っているから、それがいけているかどうかというのをお聞きしているんです。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 大倉議員の質問でございます。

御指摘のとおり、当然入っている業者の収支等については有限会社わかさぎの関与するところではございません。あくまで我々の関係は、有限会社わかさぎの収入と支出の部分でございます。その分であれば、課長も申し上げましたとおり、当然報告はさせていただくことは可能でございます。だから、とんとん、ほぼ予定どおりいっているということは、収入は毎日毎日、日計で入ってきます。しかし、支出というのは、前月分のやつを支払いしたり、前々月分という部分がございます。よって、現在のところとんとんではございますけれども、ただ、大きな経費がかさんだ場合、2カ月後には赤字になることもございます。だから、その辺を加味した中で御理解していただきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） もうこの件についてはいいですわ。何ぼ言ったかて繰り返しですから。できたら毎月どれだけの、資料を出してください。

次に、町営バスを民間委託している業者に何で貸与をされるのか。特に休日なんですけれども。

この前の7月28日の委員会で、送迎バスは8月以降わかさぎがリース契約するか購入するとおっしゃった。なぜ町営バスを民間委託にしている業者に貸与されるんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。

笠置町は民間業者には貸与しておりません。私のところが貸与しているのは有限会社わか

さぎでございます。よって、今の形態、以前の有限会社わかさぎの形態、いずれにしても貸しているバスは貸し切りバス、要は笠置町のほうで保有しております、よそへ出かける公共性、公益性のある部分でございましたら、各種団体の申請をいただいた中であいている日でございましたらお貸しをしている。当然、有限会社わかさぎでも、土曜日、日曜日で遠方からのお客が来られるときに、バスがあいていますか、お借りできますかということでは有限会社わかさぎのほうから申請があれば、あいている場合はお貸しをしていると。よって、内容につきましても、終わった後はきっちり運転記録及びガソリンも満タンにして返していただいていると、どこの団体でも同じような形態でお貸しをしているということでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

有限会社わかさぎに貸しているとおっしゃいましたけれども、笠置町のマイクロバス管理及び運行規定に関する規程、これは平成6年12月にできております。

そのこの運行の範囲です。乗れる範囲。第1号で町の執行機関及び町議会が公務で使用する場合、我々が京都府のほうにちょっと研修を受ける場合は、町のバスを借りて乗せてもらったりしております。そして、第2号で、町の機関が主催、共催、もしくは後援する事業、その他町長が特に適当と認める場合。

そして、以前から言っているように、町長が認める場合というのがみそでして、この場合、平成6年にはちゃんと規定の取り扱いについて、町長が特に認めた場合とは次の場合を言うて書いております。第3項に第4条第2号の、その他町長が特に認めた場合は次の場合を言う。イ、ロ、ハとあります。イは、社会教育活動または社会体育活動に参加する場合であって、教育委員会の主催するもの。ロは、社会福祉活動として行われる各種行事に福祉団体として参加する場合であって、笠置町社会福祉協議会が主催するもの。ハは、町職員が団体で行う諸団体で町長の許可を得たもの。

明らかに社会福祉とか、こういう町の行事で出る場合は、こういう規定ができております。明らかに、今まで町長が認めた場合というのもちゃんとここに書いております。それが有限会社のわかさぎに、何で、これを見ていたら貸すことができるんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま大倉議員のほうから、貸し切りバスの規定等について話がありました。その他町長が特別な事情ということで、イからハの朗読がございました。

確かにそういう社会福祉、または体育関係等々がございますけれども、ある意味でいえば、

拡大解釈をとするなら、いこいの館だけじゃなしにいろんな各区というんですか、そういう部分につきましても、これは公益上、公共上やむを得ず必要と感じたときには、その部分についても今までも貸している部分でございました。

ただ、やっぱりきっちりとした対応をとするなら、規定の変更というんですか、訂正もこれからしていく必要があろうかなと思います。今まで慣例でやっていたということも事実でございます。ただ、見直しするところは当然見直しをさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そうしたら、今までの町バスを使っているのはだめだったということですね。これからこういう規則とかを改正すると。それはおかしいですよ。平成6年12月にきっちり、町長は特に認めたのはこうしたことには使ってはならない。

私もこの前、和東町のバスで談山神社のほうに行かせてもらいました。いつもは何か社会教育の関係で行かせてもらったらバスなんですけれども、大概笠置のバスだったらしいです。今回は和東町のバスでしたけれども、運転手の方も和東の方でした。そういった広域性というのは、まさしくそういう教育とか、例えば老人会でゲートボールとか、社会福祉協議会から、委託ということはないけれども、そういった面はやっぱり町バスを使ったらええけれども、有限会社わかさぎに町バスを使うのはこれからやめてください。

それで先ほど言いましたように、7月28日の委員会で、送迎バスは8月以降わかさぎがリースする契約か購入すると確におっしゃいました。みんなこのいこいの特別委員会のときにそのようにおっしゃいました。だから、今後こういった使い方は、何でこういうことを言うかという、やっぱりそこで事故った場合に、例えば今までいこいの関連でバスで行くと、枚方とか四条畷へ行かれるのが多いです。そこで事故った場合、きのうも先ほど消防署の前のほうで大きな事故があったらしいんですけれども、やっぱりそういった事故が起こった場合に責任が問われるんですよ。

そういった場合にどうなるかと考えて、それは今運転されている方は、町バス、特に子供さんの送迎バスになったから朝7時半から行かれて、やっぱり物すごくプレッシャーを感じておられるんです。だから、日曜日とか、そういうときに違う人が乗って、ああこれはおかしいなとかいう場合とかあるかもわかりませんよ。やっぱりそこまで、今運転される方は気を使っておられます。

だからぜひとも、町バスを、これはやめてください。それはやっぱり言われたように、町バスを今後リースするか、契約するか、購入か、その辺をきっちりとやってください。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま大倉議員の質問でございますが、事故云々につきましては、これはもうあってはならないことだと思います。やはりそれに備えての保険は、きっちり我々は準備いたしておりますが、問題はやはり乗客、乗っていただく町民の方の安全・安心をまず守っていくというのが最低条件であろうと思います。

そして、いこいの館に关しますバスの点につきましては、確かにリースの話、あるいは購入の話もございました。現在、事務局のほうでどういうふうになっているのか、ちょっと私も把握し切れませんが、その方向で進めなければいけないと思っております。そういった方向で今後検討してまいりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

早速やめていただくようにお願いします。

次に、今の業者、2カ所、3月31日までの契約期間、1年間となっておりますが、このまま続けていかれるのか。町長は、この前の議会運営委員会のときに、12月9日に土埃とコモンズですか、会社と話し合いを持つとおっしゃいました。その結果はどうだったんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） この間、9日の日に土埃とコモンズと私ども、三者で会談をいたしました。その結果、住民の皆さん方からお寄せいただいたいろんな意見を集約し、業者の方に要望をいたしております。その結果については、現在まだ見ているところであります。我々が要望を出したからあしたからよくなるのか、よくなってほしいんですが、そういったことも即とは期待できないと思いますが、その後の要望以降についての両者の営業について、現在注視をいたしております。

いろんな団体で会議があるごとにいこいの館のことが話題に上るようでございますが、決して評判はよくないというのも事実でございますので、その辺のところについては厳しく、厳しく業者には申しております。そういったことで、今後皆さん方ももう少し見てやっていただきたいなど、こんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長、2階とか1階へ行かれて実態を知っておられると思うんですけども、町民の方は今までと違って、もうほとんど行って見たことが余りないんです。その件はもういいです。

だから本当に実態を調べて、もしこれが、私、12月9日に何でその話し合いをするとおっしゃったのは、3月で終わりなんでちょっと契約の話を、一応3カ月前ですから、業者との話は。だから来年も、4月1日以降契約されるかどうかということも含めて話をされたのかなと思ってお聞きしたんです。その点どうなんですか。来年から、4月から、まだこの業者がいかれるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 私どもも業務を指導、お願いするということで、お願いした以上は次にもいってほしいなという希望はあります。しかし、お互いに結果を見た上でできない場面も当然出てこようかとも思います。それはやはり私ども、先日もかなり厳しい注文をいたしておりますので、そういったことで今後、起死回生のそういう方法があって、町民の皆さん方から、ああよくやったぞと、よくなったなという評判がもし出るようでしたら、それはもう継続という形になろうかと思いますが、やはりこれからの件については、業者のやり方、それから経営の仕方、お客さんの入り込み等も踏まえて、総合的な判断で考えていきたいと思っています。

今のところ、3カ月前という話なんですけど、3カ月前の件については、業者の方からも私どもも、この間の会議では何も言っておりません。言っておりませんが、やはり経営がよくなるという、皆さん方の評判がよくなるという営業をやってくださいよと、注文に終始したということでもあります。もう少しその内容を見てやっていただければありがたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

と言いますのも、やっぱり3カ月前ですので、やはり次の業者の方、例えばことし3月、指定管理者制度が町でやっと条例化できて、この前、例規集を見ていると、選考委員会の委員に排斥条項がちょっと入れて、私も大分言うて入れてもらっておりますけれども、木津川市の場合の指定管理者制度のやり方を見ていると、今度文化センターが、加茂のとか、3カ所今度交代になるんですけども、やはり半年かかるんですよ、ああいった施設でも。だから応募があって、9月ごろ応募でしたか、10月に応募された方のプレゼンスをやって、それから選考委員会で決めて、そして恐らく12月議会で今回かけておられると思うんです

けれども、やはり指定管理者制度とかいう場合は約半年はかかります。だから三月ではやっぱりしんどいんですよ。

だからそういったことで、今後もし指定管理者制度を使う場合があったら、やっぱり半年前ぐらいからそういう応募、今度木津川市の場合は関東の業者が何か応募されて、それが選考委員会で一番よかったと聞いております。

いこいの館はこれで終わります。

次に、府立笠置山自然公園についてなんですけれども、これは主に間伐というか、木を切る話なんですけれども、京都府は12月議会で、森林保護を目的とした府内の納税者1人当たり年額600円を徴収する、府豊かな森を育てる府民税条例が今提案されております。

この間、新聞に載ったときに、一応また府議会議員の方にもどういったことかお尋ねしたことがあります。これはあすの京都を目指して、今、海の京都、森の京都、お茶の京都として展開されているんですけれども、豊かな森づくりを目指して今回こういった条例を、府豊かな森を育てる府民税条例を出されております。

また京都府では、森を育てるモデルフォレスト運動を推進されています。来年は10周年になるらしいんですけれども、この山城地域においても11企業のもと、森林の整備や保全活動を進めておられます。

先日、この府豊かな森を育てる府民税条例の、テレビを見ていましたら知事が代表質問に答えておられました。先ほど言いましたように、森の京都、海の京都、お茶の京都、これはお茶の京都が南部のほうで、海の京都は北部ですね。森の京都というのは中部という感覚なんですけれども、林業を国策として京都府は昭和40年に公社を立ち上げられました。今後、森林の災害防止、安心・安全、環境問題と捉え、府内全域に広げると、この前の代表質問の答弁で山田知事は答えておられました。

さて、京都府内には自然公園が3カ所あります。この笠置山自然公園。そしてるり溪自然公園、これは南丹市です。そして保津峡自然公園、これは京都市と亀岡市にまたがります。ここ二、三年、自然公園内の、笠置山だけじゃなくて町全体なんですけれども、ナラ枯れが多く発生していますが、その対策はいかがですか。そして、こんな急峻な地形、今後災害の発生も予想されるがどのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問でございますが、府立自然公園内のナラ枯れ対策ということ

でございますが、確かに自然公園ということで指定は受けてはございますが、何分底地が民地ということで、森林部分につきましても民有林という形になってまいります関係で、非常にその辺の責任問題、難しいところがあるかと考えますが、今現在の考え方といたしましては、自然公園一帯の中で、府道でありますとか東海自然歩道の散策路など、公共施設的なものに万が一危険を及ぼすおそれがあるようなもの、これらにつきましては、やはり基本的に京都府のほうにお願いすることになるのではないかとこのように考えております。

今現在も、現にマツクイムシ等も以前から問題になっておりますが、これに対する対策などにつきましては、これまでからも京都府から補助をいただいて実施しているものもございますし、府民公募型の整備事業なんかも、住民の方のほうから、そういった散策路の枯れ木が危険であるというようなことで何とかしてほしいという応募をいただいた件数もございまして、それにつきましても、京都府のほうも実施すべきであるということで事業採択をいただいているといった経過がございますので、そういうような形でのお願いになってくるんではないかというふうに考えております。

また今後、おっしゃっていただいた、かなり急峻な地形の中で災害の発生も予想されるということでございますが、恐らく笠置山の山裾に走っております鉄道関係へ、今後滑落なり、倒木なりというようなことを想定しておっしゃっていただいているのかとは思いますが、このJRの線路の件につきましては、2年ほど前ですが、そういうナラ枯れの実情があるということでJRのほうにも情報提供をさせていただいたところでございますが、何分JR側も現時点でなかなかちょっと予防的な措置を先行してとるのは難しいといったようなことでの返答をいただいたということでございますが、今後につきましても、状況が変わってくるということも十分予想されますので、引き続き必要な情報提供をさせていただきながら、災害の予防等について対応していきたいと、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

確かに急峻なところで、自然に任せる部分が、やっぱり東海自然歩道とか、そうした府道とかの場合は、木が倒れていた、それから雪で倒れてきた、それは切ってもいいんですよ。自然公園条例では。条例の中では。切ってもいいんです。そして、京都府の方にお聞きすると、ナラ枯れも、これは山の中やったら自然に任せておくとか、そういう答弁をされて、私も聞きに行って、答弁されていまして。確かにそうだと思います。今言いましたように、東海自然歩道とか、そういった要するに山道とか、そういうようなところには、やはり危険

なところは、緊急な場合は我々はもう勝手に切っていいんです。

ところが最近、笠置山自然公園内で、桜を守る目的で雑木を伐採されている箇所があるんです。具体的にはもう御存じだと思っんで言いませんけれども、これはやっぱり災害も心配されるんです。ただ、眺望とかそういったことで切ってもらったら、下に、我々住居を構えている者は災害をやっぱり一番心配するんです。これは自然公園内にはやっぱり知事の許可が要るんです。切る場合は。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をします。

御質問の箇所につきまして、桜等の保全作業で桜の木に巻きついたつる切りや、下草刈りを目的に作業を行っていただきました。そのときに、ついでという表現が間違っているかもしれないけれども、住民や観光客が安全に通行していただきたいという思いから、車両等の通行に支障になるような雑木の枝等について切ったということの報告を作業後受けました。

この作業につきましても、もう去る7月28日に行ったものでございますけれども、京都府のほうにおかれましても、当然御存じのことと思いますが、それに対して特に指示等は現時点において京都府のほうから来ておりませんが、しかしながら今後、桜等の保全作業にかかわるもの以外で気になるところ等がございましたら、事前にこちらのほうへ報告してもらって、また京都府のほうと相談といいますか、連絡を密にしていきたいと、かように思っています。

それと、質問事項の中で3カ所挙げていただいておりますけれども、二の丸跡、東側につきましては、桜の保全作業で行ったものではございません。私もちょっとどなたがその辺の作業といいますか、してくださったのか、そこまではちょっと把握というか、存じてはございませんけれども、それも以前からいろんな方に写真の撮れるポイントが少なくなってきたなという話は聞いていたんですけれども、そういったところで、その方々も少しでも笠置のイメージといいますか、よくしようという思いからそういった作業をされたのではないかと、個人的に思っているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今おっしゃった二の丸のところは、桜を守る会の会員の方から、私、直接聞いたんですよ。私が教えてほしいとは言っていないんです。向こうの方がおっしゃったんです。だから質問項目の中へ、私も見に行きました。確かに東側を見たら見晴らしがいい。私も昔、写真をや

っていましたから、本当はもっと切ってほしいところがたくさんあるんです。桜も、笠置駅のところを撮るポイントもやっぱり、私も昔の写真をまだ持っています。冬と春の桜、冬の雪のときの笠置駅の写真、またもし何やったら見てもらったらいいんですけども、そのポイントのところもあるんですよ。もっとほかにもポイントもあるんです。撮りたいところ。

そして、この木を切るということは、やっぱり知事の許可が要るんですよ。それで、私、何年か前、前の観光協会の会長が、行宮遺跡の横に木の枝が物すごく張っているから、これを切りたいんですけども、これは知事の許可が要るから、行宮遺跡ができたいきさつとか歴史とかを教えてほしいと私のところに聞きにいらっしゃって、ああそんなことがあるんやなと思って、私もいろいろこういうことで、富岡鉄斎のこういう絵があるんで、そういったこともお見せして、できたいきさつとかをお答えしたことがあるんです。それで申請を出されたと思うんですけども、それ以降はやっぱり伐採されて、ちょっとは今、またなっけていますけれども、きれいに見えるようになりました。そういうふうには伐採する場合は、やはり知事の許可が要るんです。条例では、もう御存じだと思うんですけども、市町村は規則で定めるところに知事の承認を得て自然公園に関する公園事業の一部を執行する。

そして、特別地域というのがあるんです。笠置町の自然公園の中には3つの特別地域、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種と、1になるほどきついというか、切ったらあかん。だんだん3になるほど緩くなるんです。そしてこの特別地域で、自然公園条例の第19条なんですけれども、そこに第2項では、先ほどおっしゃったように、非常災害のために必要な応急措置は切ってもいいと書いています。第19条に。そして、第4項の中には、第1号から第19号まであって、第2号で木竹、木や竹を伐採することはいけない、第3号では知事が指定する府域内において木竹を損傷すること、これもいけないと書いてあるんです。そして、今おっしゃった二の丸のところは第1種特別地域に当たるんです。この第1種というのは、大体行宮遺跡を中心に千手ヶ滝から赤血谷のところが大体第1種なんです。それで第2種というのは、大体よしやさんを中心に笠置山に登るところが第2種なんです。そして第3種というのは、旧登山道から笠置寺正月堂に入るところから、そこまでが第3種となっております。

私も向こうへ行って、京都府へ行ってお聞きして、ここにはちょうど写してあるんですけども、そしてもっと先ほど切ってほしいと言いましたのは、最近河原でボルタリングをやっているところがあるんですが、あそこの木も雑木を本当は切って、あそこも第2種になっていますね。だから、あそこらでも本当は、あれだけ雑木が入ってきておるのに、本当はボ

ルタリングのところは切ってほしいなと私も思っておるんです。前に土木工事をやられる方は、この木は切られへんとおっしゃった。だから、できたら許可をもらって、やっぱりそういう眺望とか、環境問題とか、災害とかいろいろ考えて、知事の許可をいただいて、環境問題、きれいに、それは間伐もやらなあきません。木をほったらかしておいて何やしておいたら、やっぱり台風とかそんなので、風で倒れて災害になる可能性もあります。だから、木は切ってはいけないとは言わんのですけれども、そういった知事の許可をいただいてから切っていただくようお願いしたいのですけれども。

そして京都府も、この前山へ登ったら、やっぱりもう木を切っておられます。京都府自体が参道の周りとか。それから、まだこれから切る周りには赤のテープを巻いています。これからまだこの木を切りますよというテープを巻いております、危ないところ。それでお寺さんも、この参道は気をつけてくださいよと、やっぱり京都府とか文化庁に許可申請を出していますというのをあっちこっちに書いて置いております。だから、そのようになっているので、勝手に切るということはなかなか難しいんです。だから、お寺さんも大分木の伐採については苦勞されております。京都府と大分やっぱりやりとりというか。

この前のもみじ公園のところでも、ササ、あれも京都府の方、あれもお寺さんが京都府に申し入れされてああやって切られたんだそうですけれども、やはりそういうふうにお寺さんと京都府と町が一体となって笠置の自然公園というのを、本当に環境、災害、先ほども言いましたように京都府が森の関係で条例を出していますけれども、そうした問題でよろしくお願ひします。どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 今後そうした行為等をする場合におきましては、京都府と協議しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 今後はそのように協議して、ちゃんとしてから、手続を踏んでやってください。

次に、定住自立圏構想ですけれども、前回の議会で中途半端に終わったんですけれども、伊賀市と南山城村がということが新聞に載って、9月議会がどうやら出していなくて、今12月もなかなか難しいんじゃないかとはお聞きしておるんですけれども、その後笠置町には何かありましたか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 定住自立圏に関しましての御質問でございますけれども、それ
に對しましてお答えをさせていただきます。

現在の経過につきましては、伊賀市におかれましては、去る27年6月27日に中心市宣
言をされました。そして、その中で伊賀市への通勤通学、それが10%圏等の要素もありま
すが、それからいきますと笠置町においては伊賀市への通勤通学は10%に届きませんけれ
ども、しかし住民生活等において関係性を有することからお話をいただきました。

そして、その中で関係市町村の事務担当による、まず勉強会から始めようということで、
先日関係する市町村の担当者が集まり、定住自立圏の調査研究、それと自治体間が連携でき
るような事業などのものを検討を重ねていこうではないかということの確認をしたところで
ございます。

そして、今後何回かと検討を重ねる場が持たれるかと思うんですけれども、そういった検
討を重ねていく中で、自立圏の形成に関する協定、そういったものが結べるかどうかとい
うところが、今後そういったところの協議になってこようかと思うんですけれども、今現在ま
での状況といたしましてはそういう状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

伊賀市はそういう形で、関係市町村と調査研究という形だそうなんですけれども、私は昔
から、笠置町というのは、行政区域が何で京都府かなというのを昔から疑問を持っておるん
ですけれども、古来からやはり奈良県、奈良市じゃないかと私は思っておるんですけれど
も、奈良市との自立圏、我々小さいときからでも奈良市との付き合いというか、買い物でも昔は
奈良、きょうはおん祭ですけれども、おん祭なんかにも見に行ったり、いろんな点、映画館
へ行くときも奈良によく行きました。そういうふうに奈良市との関係がやっぱり密接とい
うか、伊賀市よりもと思うんですよ。奈良市との定住自立圏というのは、構想がもしあれば、
お考えはどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 奈良市との定住自立圏を考えてみてはどうかということなんです
が、先ほども課長の話の中に中心市宣言というのがございまして、奈良市が仮に中心市宣言をされ
るとするならば、やはり笠置町も隣接する、そして歴史的にも人口の交流等に、いろんな面
で関係が深いわけですので、定住自立圏の一つの構想の中に、枠組みの中に入っていくの
ではないかと思うわけですが、今のところ奈良市の動きとしましては全くないようございま

すので、今のところ私どもは考えておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、定住自立圏といかなくても、この前奈良県は、12月4日に関西広域連合に正式参加といっても、観光とか文化・スポーツ振興と防災、この2分野で奈良県が参加されました、関西広域連合に。だから笠置町も、奈良市と、例えば防災と観光について、定住自立圏にいかんでもそういう協定を結ぶというか、そういう方向性、今後防災、といいますのは、昭和61年の台風のときにも笠置は孤立したわけです。唯一奈良へ抜ける道、狭川、須川へ抜ける道、あそこへ私も、当時、めったにないらしいんですけども、特別休暇をもらって3日間休みました。やっとそこから奈良まで出て出勤したことがあるんですけども、やはり防災の面とかそうした面、今、奈良市のほうでは向こう、道をものすごくよく、須川のところで今、道をよくしております。そして、木津川市からこっちへ来る州見台から中ノ川のバイパスをつくっておられます。ただ、そういった道を広げたりいろんなことをやっておられます。そうすると水害を受けた場合に、水道、水がやっぱり、衣食住ですけれども水も大事なんです。それと狭川から、柳生から水をもらえとか、そういった防災関係のね。

そして笠置町が、奈良市のそういう狭川、須川とか柳生のほうに何をお返しできるかといったら、別に余りないんですけども、特に観光の面でいきますと、やっぱり柳生と笠置山、例えば一つの案ですけれども、レンタサイクルをやって、柳生から笠置山へレンタサイクルで行くとかそういう協定、これは業者が、奈良市の駅前にレンタサイクルの会社があります。そういった関係とか、もっと広域的な奈良市とのやっぱり観光というのを考えられたらいかがかなと思うんです。

それで、奈良市の関係を見れば、京・伊賀・大和広域観光推進協議会負担金というのが3万1,000円、こういった、こういったお金が知りませんがあります。だから、やっぱり柳生とか、そういったところとの関連、そうすると向こうのホームページにも、奈良市のホームページを見ても、やっぱり奈良を中心にして笠置を若干載せていただいていますけれども、やはりそのようにもっと広域的に観光なんかでも載せていただけるんじゃないかと思うんです。

そしてもう一つは、先ほど言いましたように防災の道というか、例えば、先ほど町バスでちょっと言いましたけれども、町バスで西奥のほうへ行っておられるけれども、ほとんど西奥、乗られる方はありません。すると今、広岡町では世帯数が8世帯で26人おられます。

例えばその方たちを乗せてということはないけれども、いこいの館へ来てもらうとか、駅へ行ってもらうとか、便数も少ないんですけども、だからそういった考え方。奈良市は下狭川まではやっぱりバスが頻繁に来ております。広岡までは余り来ていないんですけども、そういったことの提携というか、やはりこっちに奈良市から逆に笠置のほうに、昔はやっぱり柳生とか、今言った狭川、須川の人が笠置に買い物なんかにもよく来られていました。

そして、高校通学なんかあれば、やはり笠置から乗って奈良へ、今でもそうなんですけれども通学とか通勤されております。だから、できたら奈良市でもこっちの東部、狭川とか柳生、白砂川沿いと打滝川沿いのところ、例えば白砂川で見ますと、大体314世帯で764人おられます。打滝川沿いで柳生と大柳生地区を合わせて866の2,146人もおられます。これはこの12月1日のなんですけれども。だから、こうしたように、やっぱり笠置がもっと今言いましたように柳生とかそっちを取り込んで、奈良市を逆に取り込んで、そうした笠置だけというんじゃなしに、定住圏構想が無理だとしたらそういう考え方はいかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま大倉議員の質問ですが、非常に話が多くて、何に要点を絞って御説明申し上げたらいいのかなという。

まず、防災面につきましては、やはりお互いに何か有事の際には、協定が云々ではなくて人道的にお互いに活動し合っていく、これがやっぱり我々、今ここに生きる者としての役割ではないかなと。私どもだけではなくて、狭川町、それから柳生町に住んでおられる方も、多分同じお考えだと思います。

また、さかのぼって考えれば、狭川、須川、それから柳生、大柳生、こういったところとの今までの縁組等を考えますと、非常に関係の深い地域であろうと私は思います。そういった面においても、協定があるからどうのこうのというのではなしに、人道的にも今後はやはりお互いに考えていく必要があるだろうと、しかし大倉議員おっしゃるように、そういった協定、あるいは自立圏構想の中での連携を深めていく、これも非常に大事なことかと思えます。

そういった中で、先ほどの観光の話にも触れられましたが、現在では、京・伊賀・大和広域観光推進協議会というのが奈良市の観光協会の事務局のもとに構成されています。その中には、奈良市、柳生、月ヶ瀬、柘植、天理市、木津川市、笠置町、それから山添村、伊賀市が入っております。こういったところで観光の広域化というのを図っているところであります。

す。現在の観光は、特に笠置のような小さな町の観光というのは、笠置町だけで1日あるいは2日を過ごしていただくというのは無理かも知れませんが、連携を組むことによって、観光に来られたお客さんが十分満足していただけるような観光となろうかと思えます。そういった面では、笠置は近くに柳生の里、全国的には笠置という地名は知らなくても、柳生という地名は御存じの方が多いように思います。そういったところも含めて、今後の広域観光をさらに進めていく必要があるのではないかなど、奈良と伊賀、それからもう一つはやっぱり観光面では山城地域という、そういった地域も含めた中で広域観光を今後は進めていく必要があると私は考えております。

そういった面で今後とも御協力、御指導のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

時間が来ましたので、これで終わります。ぜひとも奈良市との関係をもっと密に、観光だけじゃなくて防災とか、今言いましたように町バスが広岡の人も乗れるかどうか、そうしたことも検討されて、そうすると、何で言いますと、狭川の人も町道を広げていただいたらやっぱりバスも通れるんです。だからそういったことも考えて、奈良市との協定というか、結んでいただけたらありがたいなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

4番議員、西村典夫君の発言を許します。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

ふるさと住民票を提案いたします。

笠置町の住民以外の方々、町の出身者、ふるさと納税をしていただいた方、笠置ファンクラブの方々、または別荘の持ち主、学生など、住民登録されていない居住者などの方を対象に発行されて、まちづくりの参加の機会やサービスを提供してはどうでしょうかという提案です。

具体的には、広報の発送、パブリックコメントへの参加、町施設の住民料金での利用、住民投票への参加、相続や親などの介護関係書類の郵送登録の受け付け、町バスの乗降などです。名称や対象にする項目は町独自で町に合ったスタイルを考えればいいと考えます。

目的は、町のよさを知っていただき、Iターンにつながる、また、出身者に情報を提供したり、帰ってきていただいたとき、町の施設を町民と同様に利用していただく、Uターンにつながるのではとも期待しています。検討されてはどうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、ふるさと住民票の取り組みを今後行ってはどうかという御提案をいただきました。この件について御答弁申し上げます。

私もまだ知識不足で申しわけございません。いろいろインターネット等を見ながら調べさせていただいたところでございます。対象者等につきましては、今議員が御指摘のとおり、ふるさと納税者やら町出身者、また自然災害などで他町村から避難移住されている方、また介護等で生活を二重で行っておられる方々が対象者と聞いております。

その中で、その方々を町独自の条例の中で住民票を交付することによって、町の住民の方々と交流を深め、またいろんなイベントごと等に同時参加したらどうかという、多分そういう制度だと私は認識しております。これは実は、たしか構想日本の会議の中で出た話であらうかと思えます。これは呼びかけ人としましては、北海道のニセコ町長の片山町長ほか7名だったと記憶しておるところでございます。

ただ、今も話させていただいたとおり、非常にできたばかりの制度でございます。中身を十分分析、検証をした中で、これが当然笠置町の中で役立つものであれば、やっぱり取り入れる必要があろうかなと。ただ、一つ今思う懸案事項としましては、現在の住民の方々とそれらの方々の納税、要は税金を納めてる納めてへんという部分でのこの不公平感が生じないような仕組みづくりが必要であるかな、というぐあいに第一印象としては思いました。

ただ、これからいろんなところでの物件等を見ながらちょっと検討はさせていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

先日、社会福祉協議会の見守り隊発足式がございました。講演に来ていただいた先生が、笠置はなぜ帰ってこられないのでしょうかという問いかけもされておりました。これは、町出身者の方々への、情報を得るには、情報を発信されていないからではとも言われておりました。だからこういう手段も私はすごく有効だと考えます。

今、日本は人口のとり合いみたいな形にもなっています。このような正攻法なやり方でつながりを深めて広めていく、こつこつやっつけていけば必ずよい結果が私は生まれてくると思えます。ふるさと住民票、参与も言われたように、このスタイルについては笠置独自でまたいろいろ考えられて、笠置独自のふるさと住民票の制度をぜひとも検討していただきたいと思えます。

次に移ります。

26年度出生ゼロの影響で、来年度は保育園の入所式がございません。27年度も出生が2人、3人かと聞いております。このまま推移していきますと、保育園児は今は22名ですが、近いうちに14名ぐらいになります。私、心配しますのは、保育士の方の配置数などを考え直されないかということでもあります。

笠置の保育園は、父兄の方からすごく信頼されて預けられております。また、保育の中に教育を取り入れられたり、表現豊かな園児にと、表現活動や小学校との交流、親との絵本づくりなど、笠置ならではの取り組みもされております。肝心なのは、年代年代に沿った保育が必要で、その延長がこういう形であらわれていると私は思っております。今は4人の保育士の方がいていただいております。園児の減少にかかわらずこの体制で続けていかれるべきと私は思いますが、どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 少子化問題につきましては、非常に大きな問題でありまして、そう簡単に答えが出るものではないと思います。しかし、現在いる子供をいかに保育していくか、そういうことの重要性、それは重々わかっているつもりでおります。そういうことで、かなうことなら現在のまま保育士の体制というのは私は崩さないでおこうと、そんなふうなことを考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

笠置の保育体制は、笠置の大きな売り物だと思っております。今、町長が言っていただきましたように、この体制をずっと続けていただき、さらに充実しますよう体制をお願いいたします。

次に、小学校のことでお聞きをします。

現在24名で、来年度も卒業4名、入学4名、変更があるかもしれませんが、このまま推移していけば、制度上では来年度から本格的に複式学級を2つつくらなければならなくなります。やはり国語、社会、理科、算数の主要科目は単式でやる必要があると思います。府教委への働きかけが必要ですし、もし複式を2つつくらなければならなくなった場合は、さらに町単費でもう一人の講師を雇われるべきと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 小学校の少子化問題であります。

小学校の学級でございますが、ことしから複々式になっております。町単費で非常勤講師を1名、事務職員を1名雇っております。本来ならば複々式になるならば教員の数が2名減りますが、1名は府教委の好意により回していただいているという状況であります。平成28年度においても同じことが言えると思います。府教委から非常勤講師を1名回していただけるかというのは今のところ未知数であります。府教委のほうにお願いに上がっております。

そういったことで、子供の教育の質を落とさないための必修科目の単式学級、これは私は守っていかなければならないだろうとは思いますが。ただ、問題はやはり大人数でやります体操ですとか、音楽ですとか、それからもう一つは子供たちの交友関係と申しますかが非常に希薄になりがちだと、偏りがちであります。4名学級であるとするならば、女性が3名、男性が1名、逆の面もあります。そういったことで、非常に友達ができにくいという、そういった面もはらんでおりますので、この少子化問題については、やはりこれは町を挙げて何とか解決していかなければならないだろう、ただただ少子化問題ではなくて、先ほど来いろいろ出ております活性化問題も含めて考えていかなければ、総合的なもので考えていかなければならない問題であろうと私は考えております。

そうしたところで、私はやはり過疎のまちであります。人口の過疎はあっても、教育の過疎はあってはならないんだという、それはもう以前から申しているとおりであります。

それから、今の我々の育てている子供たち、笠置の子供じゃなくて日本の子供を我々は育てているんだという自覚が必要ではないかなという、そういった大きな目でもって子供たちを見てやってほしいなという思いがあります。

それから、地域は実は学校を育てているんだ、しかし学校が地域を守っているんだという要素もあろうかと思えます。私はこのところが非常に大きいところではないかなと、学校が地域を守っているんだ。我々の世代では、やはりお互いの笠置小学校を出た、この誇りだけはいついつまでも持ってまいりたいなと、持っていききたいなという、そんな気持ちでいるところがございます。

これからの教育問題、非常に難しいことがあろうかと思えますが、ひとつ御理解をいただきながら御協力を賜りたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私、以前に当尾小学校の複式を見学させていただいたことがございます。授業時間の中で

半分ずつ授業をされます。残りの児童はプリントの自習をされます。それを交互にされるわけで、実質授業時間の半分ぐらいしか授業が受けられない。やはり弊害があるように私は感じました。今、町長が言われましたように、学校が地域を守っている。私はすごくいい言葉と思っております。そして、小学校を守っていく上にも、ぜひ府教委への働きかけ、町長にさらに頑張ってもらいたいと考えます。

もう一点。今、4年、5年、6年生の児童が京都府の文化を未来に伝える次世代育み事業で落語に取り組んでおられます。私も聞かせていただきました。一言で申し上げますと、すごいという言葉です。何回も何回も練習をされてここまで到達されたと思うと感激までしております。老人会の会合などでも披露され、大喝采を受けておられます。まちにも明るい話題となっていますし、子供たちの成長にも大きく貢献しているとお聞きをしています。笠置町の宝として受け継いでいただきたい。皆様のお願いであります。

この事業も、制度上今年度で打ち切りになるそうであります。このことも町とされてぜひ府への存続していただくような働きかけ、またもしも打ち切られたら町単費での補助が必要と私は思うんです。町長、どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの小学校の落語の取り組みについてでございますが、1年で実は切れているんだ、ことは再度1年延長されたということも聞いております。ああした子供たちの落語に対する取り組み、これは落語だけでは私はないと思います。子供たちが少数であるがゆえにですが、積極的に一人一人が責任を持った発言をされています。

実は先日お伺いしたのは、ある学校と一緒に修学旅行に行った。ところが、修学旅行の旅館のみんなの場で、きょうの1日の反省会を行った。その反省会の場で先生方々がいろいろ質問をした。質問の中で一番先に答えるのが笠置の子供であった。笠置の子供が答えた後、他の学校の子供が、ああ、こういう要領で答えたらいいかということで答えておられたと。だから、それだけの積極さというのは、これはやはり少数だからこそ養えた、子供たちが身につけられた教育であると私は感じております。

そういったことも含めて、落語というのは漫才と違って2人でやるのではない、1人ずつやるものであります。そここのところで子供たちがそれぞれの責任を持って一つの演技をこなしていると、その姿は皆さん方も見られて、ああ頑張っているなということを感じられたと思います。そういったことを含めて、町単費でやるかどうかということにつきましては、また教育委員会とも十分に打ち合わせをさせていただいた中で結論を出してまいりたいと、そ

んなふうにあります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、町長が言われましたように、笠置児童の積極性や自主性がすごく育まれている、少人数学級のよさがあらわれている、私も同感であります。

先日、笠置へ移住されていた方に、笠置は保育園や小学校の取り組みはすばらしい、子育てのまちとしてこれを売り物にしていけばとおっしゃっていただきました。今まさに地方創生に向けて、子供たちにどれだけ教育の場や本物との出会いを提供してあげるかが問われていると思います。今後とも、さらに物心双方の投資をお願いして、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西村典夫君の一般質問を終わります。

5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

私のほうからは2点について質問させていただきます。

まず1点目は、木津川へ流れ込む河川の整備と今後の予定、そして2点目、郵政民営化株式上場後、笠置郵便局の存続についてでございます。

では、1点目の質問から行います。

河川の整備、木津川以外の木津川へ流れ込む河川の整備については、ほとんど府の予算と府の計画で進められておりますが、本年度何カ所の河川でしゅんせつ工事並びに改修整備工事等が行われたか。また、本年度中に実施するところはほかにあるのか。建設課長、お答え願います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの瀧口議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

今、瀧口議員もおっしゃっていただきましたとおり、木津川に接続いたします河川整備に関する御質問ということで、ほとんどといいますか、京都府施行の工事ということになりますので、お答えさせていただく中身につきましては、京都府山城南土木事務所・河川砂防室のほうに確認した内容ということでお答えをさせていただきます。

まず、しゅんせつ並びに河川改修工事等、本年度何カ所で行ったかということでございますが、まず護岸整備といたしまして、白砂川での地域主導型公共事業、こちらが1カ所でございます。あと、しゅんせつ工事につきましては、同じく白砂川と横川、尻枝川、不動谷川、

以上の4河川のほうで実施をしていただいたところでございます。

あと、本年度中の事業の予定といたしましては、もう既に着工はされておるところでございますが、本年度分での白砂川での護岸工事、前回の工事の引き続きということになっておりまして、今回、上流部分約90メートルほどを施工していただくということで、既に着工をしていただいているところでございます。

あと、しゅんせつ工事のほうで、府民公募型のほうで採択をしていただいております横川でのしゅんせつが1件ございますが、こちらのほうにつきましては、今現在確認させていただいたところ、京都府の予算の都合によりまして来年4月以降のちょっと実施になる可能性もあるということでお伺いしたところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

それでは、本年度、白砂川の河川敷のしゅんせつ工事で土砂を2期にわたって取り除いてもらったと思うんですけども、まず取り除いた量はどのぐらいになるのか。それから打滝川と白砂川が合流して大手橋以下のところに、まだ兩岸に土砂が横に置きっ放しになっているというか、わざと置いてあるのか、ちょっとそこところはわからないんですけども、兩岸にまだ土砂が置いております。あれはなぜ全部取り除かなかったのか、それが府の手法であったのかという。私たちの要望としては、どうせしゅんせつすんのやったら何で全部取り除いてくれへんのかと、そういう思いがありますので、ちょっとその辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問に対しますお答えにつきましても、山城南土木事務所のほうで確認させていただいた内容ということでお答えをさせていただきます。

まず、白砂川でのしゅんせつ量でございますが、まず上流側、本年の5月に実施していただいた分でございますが、こちらのほうにつきましてはしゅんせつの土量が約300立米で、秋、10月ですけども実施していただきました大手橋からの下流側、こちらのほうにつきましては約半分の150立米であったということで聞いております。

質問の後半でございました大手橋より下流側兩岸に残っている土砂ということでございますが、これにつきましては、簡単に申し上げますと、河川の護岸ブロックの洗掘防止のためにあえて残しているといった性質のものであるということでございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 一応理解できたように思いますけれども、洗掘防止ですか。なるほど。

素人目に考えますと、大手橋下流向かって左側、あそこはもともと土砂がなかったんです。右側は土砂がいっぱい詰まっていたと。それを両側に上手に振り分けて、水の流れをよくしたと、そういう構造になっておる。それで150立米上げられたという話なんですけれども、もともとなかったところに土砂を置いて、それで次、効果があるのかないのか。

いや、もちろん、これ、先ほど2回建設課長がおっしゃいました。これは府の工事やから問い合わせただけやと。これはわかるんですよ。でも、事は町内の話です。だから町内に限った話で進めていきたいんです。だからもちろん府主導の事業であることは間違いない。それは理解しております。しかし町民として、もともとなかったところへ何で土砂を置いて、それでしゅんせつ工事の結果がよくなるのかと。そういうことは府の山城南土木事務所、そちらのほうへちょっとそれはおかしいのと違うかということはおっしゃってはおられないわけですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、まさしく瀧口議員おっしゃっておられるとおりでして、今回のしゅんせつにつきましては、大きな目的といたしまして、河川の維持管理として護岸保護をメインに実施されたものということでございます。

今おっしゃっていただきましたとおり、しゅんせつ前につきましては、右岸側のほうに大量の土砂が堆積しておりまして、左岸側だけを水が流れておるような状況となっております。この状態によりまして、左岸側、ちょうどJRの鉄橋よりやや上流側でございますが、河川敷をおりていく道路のちょうどカーブになっている、あのあたりでございますが、そのあたりの護岸ブロックの基礎部分が洗掘されている、水の力で現われているというような状態となっておったということでございます。このため、河川内に堆積しておりました土砂の一部をあえて護岸保護のために左岸側のほうに必要な部分を移動させ、それ以外の土砂についてしゅんせつということで搬出をしたというようなことでございます。

したがって、しゅんせつを行っていただく前と比べますと、当然150立米の土砂が減っておるわけですので、河川の断面としては広がっておるということで、効果のほどは間違いなしに出ておると。ただし、見た目、おっしゃるとおり約二、三メートルの幅で両岸にあえて残したかのように見えているという部分ではございますが、それにつきましても、

河川内の施設の保護というような形で残しておるといふこと、その部分につきましてはいたし方のない部分もあるのかなといふように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

市田建設課長にはまことに申しわけないんですけども、大手橋から下のしゅんせつ工事が始まる前に土木事務所からそういう説明があったのかどうかと、それからもう一つ、右側はもともと土砂があったと。左側は土砂がなかったと、洗掘されている。置く理由はわかりました。そしたら、右側はもともと洗掘されることが少ない場所なんです。そこへ土砂がたくさんたまっていたわけです。たまっていたやつを取り除いて、まだそこへ残しておく理由はないのじゃないんですか、右側のほうは。

だから、私はその2つのほうを質問したいんですけども、まず、そういう工事の仕方をしますという説明があったのかなのか。そして、大手橋下流の右側においては、全部取って、全部土砂をしゅんせつしてもうたら、もっと川の流れるようになるのやないかと。その2つ、どうですか。質問をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

工事の施工に際しまして、事前にそのような説明があったかといふことでございますが、それにつきましては、ああいう形でやるといった説明は受けてはおりません。

しゅんせつ工事につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、府民公募型事業で応募のあったものといふことで実施していただいたところでございますが、まずは施工に際しましてどれだけのボリュームの土砂が堆積しておるかといふことを調査されたといふことでございます。その調査の際に、護岸側、左岸の護岸に全く堆積土砂等がないような状態で常に水が流れておるといった形の中で洗掘されているといふような事実があった関係で、見て、行ってみれば、なぜわざわざなかったところへ持ってくるんだと思われるような形にはなっておるんですが、あくまで京都府のほうでそういった形での護岸のほうが必要だといふような判断をされたために、あえてたまっていなかった左岸側へ運ばれたんだといふふうな解釈をしております。

あと、右岸側につきましては、もともと洗掘されるおそれがなかったからたまっておったと、そこにわざわざ残しておく必要があるのかといふことでございますが、そういう部分につきましては、ちょっと技術的なこともあるのかわかりませんが、ちょうど河川が大手橋の

やや上流で左に向けてカーブをしておるといような、そういう地形的なこともありますので、左岸側が洗掘されたということは、今度は逆に右岸側もまた洗掘されるおそれもあるといった形の中で、両岸の保護というような形で残されたのではないかというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） わかりました。また次の機会がありましたら、ぜひ右岸のほうは全量取り除いていただきたいなと思っております。

それから、打滝川と白砂川の両河川ですけれども、今冬場で水量もちょっと少なく、工事しやすいと思うんですけれども、両河川でアシとか雑草が相当背丈高く繁茂している部分があるんですけれども、これの刈り取りとか、そういう予定は今後ございませんか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 河川内のアシとか雑草の除草という御質問でございますが、河川の除草につきましては、毎年京都府のほうで打滝川と白砂川の合流地点、あのあたりの周辺で実施をさせていただいておるところでございます。

この除草範囲の決定につきましては、草が伸びると害虫などが発生するというようなことで、そういった害虫対策が必要である民間に近い部分であるということと、それから大手橋から見えるという場所でもございますので、景観対策というような部分も兼ねて設定させていただいているというようなことではございますが、先ほどのしゅんせつと同じく、土砂の堆積状況なんかは毎年降雨とか増水の状況によって異なってまいります関係で、大体の範囲としてそのような形では設定はさせていただいておるようでございますが、その年の堆積状況や草の繁茂状況、その辺に合わせて、実際の実態に合わせた中で最終的な箇所の設定をさせていただいておるといことでございます。

あと、その周辺、合流地点以外のところで、川底からアシが生えているとかいようなものにつきましては、その都度御連絡いただきましたら私どものほうも土木事務所のほうに対応をお願いしているということございまして、毎年定期的にやっていたいというところにつきましては、今御説明していただいた箇所ということになっておるといことでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 安心・安全な河川を守るために引き続き努力していただきますようよろしく願い申し上げます、この件の質問はこれで終わります。

続きまして、先ほど申しました郵政民営化株式上場後の笠置郵便局の存続についてという問題でございます。

実は、町の金融機関、これは郵便局を初め農協出張所、それで役場の中に京都銀行出張所があります。もう一つはコンビニ。この中でATMは3カ所設置されていると思います。しかし、理由を聞いたり、またどうしたらええのかとかいうことを聞く、一番適した金融機関となるとやっぱりどうしても郵便局ということになっておりますので、そういう大事な金融機関が存続の危機にあるということを今質問させていただきます。

全国で約2万4,000件の郵便局網がありまして、その統廃合の可能性があるということ。その一つの郵便局の中に笠置町の郵便局も入っておるのではないかという報道が、実は10月30日の日本経済新聞の中で記事になって出ておりました。それで、その30日の記事の前に先立つこと、実は10月15日の日に、当時総務副大臣の二之湯さんから電話が入ってまいりまして、19日の日に日本経済新聞の記者がそちらのほうへ郵便局の取材に行くからちょっと世話をしてくれとありました。何の取材なのか要件を聞くと、全国で24カ所の郵便局が廃止になってしまう可能性がある中で、その中の1つの候補に入っておるから、ひとつ町長、議長にも電話を入れて、郵便局の人にも会見を申し込んで、ちょっと報道で取り上げていただいて、ぜひ廃止にならんような方向で社説を書いていただきたいと、そのように申し上げて、そちらのほうからひとつそうならんように、町長からも説明していただくようによろしく頼むよという電話がありました。

それで、局長に会い、いろいろ取材をしていただいたわけですが、局長の話では、笠置町は廃止にならんのかの違ひますかね、大丈夫やと思いますという会見後の意見があったんですけども、町としては金融機関の命綱です、郵便局というのは。それが廃止になるということは大変な問題なんです。だから、そういう廃止にならんように、これから行政として取り組みをしていただきたいんですけども、存続に向けて行政並びに町長はどのような働きかけをなさるのか、それともまた、もう成り行きに任せておかなきゃあないなど、こういう方向でいかれるのか、ちょっと取り組みだけをお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 郵政民営化によりまして、笠置郵便局がその廃止の一つに入っているというニュースは、実は私は初めて聞きました。10月の中ごろであったのかと思いますが、二之湯先生からこういう話があったぞと、瀧口議員が今おっしゃったとおりであります。その話を聞いたのは私も初耳でしたので、何ということかなということで、いろいろ当たって

みておりました。郵便局で話を聞きますと、そういうことになるのかなという、何か安堵感があるような、そういう感じの対応でした。

しかし、そういった候補に挙がっているとすれば、これは一大事であります。やはり笠置町といたしましては、数少ないといえますか、唯一の金融機関であると言ってもいいと思います。私は農協というのは、JAというのはあくまでも支援でありますので、ATM対応だけしかできません。しかし郵便局はそうでないわけでありまして。そうしたことを含め、考え合わせますと、笠置町の郵便局が廃止となるというようなニュースが流れますと、笠置町民もかなり驚くんじゃないかなという思いもございまして。

ただ、金融機関だけじゃなくて、郵便物も含めての話になってこようかとも思いますので、笠置町でなれ親しんだ郵便局がなくなるというのは、やはり我々としてはやりきれない思いがあります。そういったことを踏まえて、これからは府なり中央への要望活動を強めてまいりたい、そんなふうに思います。

ただ、議員のおっしゃる、成り行きに任せますかとはどういう意味かわかりません。話が好転し、笠置町はああいいですよという話になったら、これは成り行きに任せていいでしょう。だけど、瀧口議員の今の質問の中では、統廃合がされるという可能性があるということ、成り行きに任せますかという、そういう話にはならんのかな。我々としましては、でき得る限りの存続活動、要望活動を行ってまいらなければいけないだろうと私は思います。成り行きに任すというのはどういう意味か私もわかりませんが、そのままほっておけという話になるのであれば、それはならん話だろうと私は思います。

そういったことで、今後の郵便局の存続については、中央を含め要望活動を行っていくべきであると思いますし、議員の皆さん方もその相当の場所ではそういったことを踏まえて要望活動をお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） かつて国鉄が民営化になり、JRになり、そしてしばらくすると電化は加茂まで進み、それ以降、それ以东は単線、ディーゼルのままです。いや、私の言うのは、そのときも何も電化にするとか、単線のままでおるとか、そういう成り行きに任せて、そのままほっておいたわけではないと思うんです。当然そのときの首長なり議員さんは、やっぱり電化に向けたり複線化に向けたり、いろいろ活動なさったと思います。

それで私の言いたいのは、取り組み方、当然行政の長として、また議会として、廃合にならないように、要望活動並びにもうちょっと利用したろかという実際の活動も大事だと思

ます。だから、私が言いたいのは、かつての国鉄からJRになったように、民営化になった後に、決してその郵便局が、3業務ございます。配達業務と金融業務と保険業務。恐らく2つは残ると思うんです。金融業務だけでも取り上げられたら、これ1つでも大変なことになる。痛手になるんです。だからその3つとも残すように、できるだけ要望活動を密にお願いしたいと申し上げまして……。

(「議長」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(松本 勇君) 今、瀧口議員のほうから、かつての国鉄から民営化時点で電化がおくれたというの、こういった今の郵便局の民営化と同じような体制になっていっては困るんだということをおっしゃったんだと思います。

かつての国鉄が民営化される時、電化の話は笠置までございました。笠置までありました。それは証拠があります。時の町長に、民営化になるからには地方自治体の持ち出し分がこれだけかかりますよという話もあったそうです。国鉄、いわゆる昔の国鉄職員が笠置の町長に会って具体的な話をされました。私はその場に同席しました。実は私の元同僚です。そういった方が町長と面談された経緯もあります。そういったことで、民間の持ち出し分の金額、大きい金額です。その金額ができないために断られたということも聞きました。しかし、その裏で23億のいこいの館を建設されました。そういったこともありました。

民間になった当時、初代副社長が井出という方があります。その後、民間のJRの社長まで務められた方が笠置まで視察に来られたという事実もあります。しかし、そういった事実、実は残っています。今度の郵政の民営化についても、やはり我々はこの機会を逃したらだめだという危機感を持って、この廃止に対する取り組みを進めていかなければならないだろうと思います。

私は二之湯参議院議員からいいお話をいただいたなという思いでおります。そういったところから、やっぱり笠置町の郵便局の廃止については、これはぜひとも我々全力を挙げて取り組んでいく必要があるだろうと、そういう強い思いを持っております。国鉄の電化のときの苦い状態を踏まえるならば、我々は一生懸命に今回の要望活動を行っていくべきであろう、国鉄の民営化のときに笠置まで電化がされているとするならば、今の笠置の過疎の状態はどうなったかな、そんな思いも実はあります。

だから、時の判断というのは非常に大事になってこようと私は思っております。そういったことで、議員の皆さん方にもぜひ御協力は賜りたいと、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

ただいま町長の力強い決意、お聞かせいただきまして、心を新たに我々議員も廃止に向けては絶対阻止しなければならない。そしてまた、その廃止、廃止という言葉は余り頻繁に使わんように、廃止病になる可能性もありますので、ひとつ対策だけは滞りなく練って、全員一致となって、廃止に向けて阻止するように要望しておきます。

どうも。これで質疑を終わります。

議長（杉岡義信君） これで瀧口一弥君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成27年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 西 村 典 夫

署名議員 滝 口 一 弥